

そんぽ24自動車保険（通信販売用総合自動車保険）

## ご契約のしおり

2016年8月改定版

### 普通保険約款・特約

この「ご契約のしおり」は、普通保険約款および特約のほか、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。ご一読のうえ、保険証券および重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

## 《ご連絡先》

○事故のとき…………… ☎ 通話料  
無料 0120-119-007

○故障のとき…………… ☎ 通話料  
無料 0120-119-117

[受付時間] 24時間365日 年中無休

○ご契約内容の照会・変更のとき……

📄 [www.sonpo24.co.jp](http://www.sonpo24.co.jp)

[受付時間] 平日・土6:00～翌日4:00 日・祝6:00～24:00

☎ 通話料  
無料 0120-919-200

[受付時間] 平日9:00～20:00 土・日・祝9:00～17:00  
(12月31日～1月3日を除く)

※ご契約内容の照会およびご住所の変更、お車の登録番号(車両番号)の変更、お車の変更(車両入替)については、ウェブサイトの「ご契約者専用サイト」でも承ります。その他のご連絡についてはお電話のみとなります。

※弊社の取扱代理店・損害保険募集人は、損害保険契約の締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の受領、告知事項・通知事項の受付等の権限はありません。

○弊社の保険に関する苦情・ご相談は…

☎ 通話料  
無料 0120-474-024

[受付時間] 平日9:00～17:00

(土・日・祝、12月31日～1月3日を除く)

※弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会…………… ☎ 0570-022808 [ナビダイヤル]  
そんぽADRセンター

[受付時間] 平日9:15～17:00

(土・日・祝、12月30日～1月4日を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

○個人情報の取扱いに関するお問い合わせは…

☎ 通話料  
無料 0120-999-379

[受付時間] 平日9:00～17:00

(土・日・祝、12月31日～1月3日を除く)

## そんぽ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

2017年2月

## 《目次》

普通保険約款・特約一覧	1
《特約に関する保険証券の表示について》	2
1. 契約内容ご確認のお願い	3
(1) 告知事項に誤りはありませんか。	
(2) ご契約内容はご希望どおりになっていますか。	
2. 契約締結後におけるご注意事項	3
(1) 通知事項	
(2) 保険契約者の変更	
(3) 保険契約者の住所変更	
(4) 記名被保険者の変更	
(5) お車の変更(車両入替)	
(6) お車の譲渡	
(7) 運転者を限定する特約または運転者年齢条件の変更	
(8) 保険金額の増額・補償内容の追加における変更日	
(9) 追加保険料のお支払い	
(10) 解約と解約返還保険料	
3. 保険料について	5
(1) ノンフリート等級別料率制度	
(2) 保険料の割引制度	
4. 主な補償内容のご説明	7
(1) 対人賠償保険	
(2) 対物賠償保険	
(3) 無保険車傷害保険	
(4) 人身傷害補償	
(5) 自損事故保険	
(6) 搭乗者傷害保険	
(7) 車両保険	
(8) 主な特約による補償	
5. 保険金をお支払いしない主な場合	11
6. ご継続について	12
(1) 継続に関するご案内	
(2) ご継続時の保険料	
7. もし、事故が起ったら	12
(1) 事故時の対応	
(2) 修理・示談に関するお願い	
(3) 示談交渉でお手伝いできること	
(4) 保険金のご請求手続き	
(5) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社への業務委託	
8. 用語のご説明	13
お引受範囲等について	13

## 普通保険約款・特約一覧

### 普通保険約款

ページ

第1章 基本条項	14
第2章 賠償責任条項	21
第3章 無保険車傷害条項	24
第4章 自損事故条項	26
第5章 搭乗者傷害条項	28
第6章 車両条項	30
別表	32

### 特約

ページ

#### 【運転者の範囲に関する特約】

① 運転者本人・配偶者限定特約	37
② 運転者家族限定特約	37
③ 運転者の年齢条件に関する特約	37
④ 家族運転者の変更手続き漏れに関する特約	38

#### 【補償に関する特約】

⑤ 人身傷害補償特約	39
⑥ 人身傷害補償の被保険自動車搭乗中のみ補償特約	48
⑦ 対物超過修理費用補償特約	48
⑧ 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)	49
⑨ 車両危険限定補償特約(A)	49
⑩ 車両保険の免責金額に関する特約 (車対車免ゼロ特約)	49
⑪ 個人賠償責任特約	50
⑫ 身の回り品補償特約	52
⑬ 代車費用補償特約	55
⑭ 弁護士費用等補償特約	56
⑮ ファミリーバイク特約	58
⑯ 他車運転危険補償特約	59
⑰ 新規取得自動車の入替における自動補償特約	60

#### 【保険料のお支払い・ご契約手続きに関する特約】

⑱ クレジットカードによる保険料支払に関する特約	60
⑲ 変更に伴う少額の追加保険料に関する特約	61
⑳ 継続契約の取扱いに関する特約	61
㉑ 保険証券の発行に関する特約	62

**重要** <<特約に関する保険証券の表示について>> (下線のある用語については、8.用語のご説明 p.13をご参照ください。)

●保険証券に次の表示がある場合、対応する特約がセットされています。

保険証券の表示			セットされる特約	ページ
表示箇所	表示内容			
運転者の条件(※)	運転者の限定	運転者本人・配偶者限定特約	① 運転者本人・配偶者限定特約	37
		運転者家族限定特約	② 運転者家族限定特約	37
	運転者年齢条件	△△歳以上補償	③ 運転者の年齢条件に関する特約	37
相手への賠償	対物超過修理費用補償特約	相手自動車 1台につき 50万円	⑦ 対物超過修理費用補償特約	48
おケガの補償	人身傷害	一般	⑤ 人身傷害補償特約	39
		搭乗中のみ	⑤ 人身傷害補償特約 ⑥ 人身傷害補償の被保険自動車搭乗中のみ補償特約	39 48
お車の補償	車両保険	一般	— 車両保険の種類に関してセットされる特約はありません。	—
		車対車+A	⑧ 自動車相互衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)	49
		車対車	⑨ 車両危険限定補償特約 (A)	49
	車対車免ゼロ特約	セットされています	⑧ 自動車相互衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) ⑩ 車両保険の免責金額に関する特約 (車対車免ゼロ特約)	49 49
その他の特約	個人賠償責任特約	1事故につき無制限	⑪ 個人賠償責任特約	50
	身の回り品補償特約	1事故につき20万円	⑫ 身の回り品補償特約	52
	代車費用補償特約	5,000円	⑬ 代車費用補償特約	55
	弁護士費用等補償特約	1名につき300万円	⑭ 弁護士費用等補償特約	56
	ファミリーバイク特約	対人賠償・対物賠償・自損事故保険	⑮ ファミリーバイク特約	58
	他車運転危険補償特約	自動的にセットされます	⑯ 他車運転危険補償特約	59

※ ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車である場合に、運転者の条件を設定できます。なお、保険証券には補償される運転者の範囲が○×で表示されます。

●保険証券には表示されませんが、次のとおり自動的にセットされる特約があります。

特約が自動的にセットされる条件	セットされる特約	ページ
すべてのご契約にセットされます。	⑰ 新規取得自動車の入替における自動補償特約	60
	⑱ 変更に伴う少額の追加保険料に関する特約	61
	⑳ 継続契約の取扱いに関する特約	61
運転者本人・配偶者限定特約、運転者家族限定特約または運転者の年齢条件に関する特約がセットされるご契約の場合にセットされます。	④ 家族運転者の変更手続き漏れに関する特約	38
クレジットカードにより保険料を払い込まれる場合にセットされます。	⑳ クレジットカードによる保険料支払に関する特約	60

## 1. 契約内容ご確認のお願い

保険証券の記載事項（ご契約内容）にお気づきの点があれば、速やかに弊社にご連絡ください。

### (1) **重要** 告知事項に誤りはありませんか。

ご申告いただいた告知事項について、事実と異なる場合には、告知義務違反としてご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります（☞普通保険約款 第1章基本条項第7条（告知義務）p.15）。主な告知事項は、右表をご参照ください。

### (2) **重要** ご契約内容ご希望どおりになっていますか。

補償内容・特約の有無、車両保険の種類（車両保険をセットした場合）、**保険金額・免責金額**や、補償の対象となる運転者の範囲がご

希望どおりの内容となっているかご確認ください。

《主な告知事項》

記名被保険者に関する事項	氏名、住所、生年月日、運転免許証の色 等
ご契約のお車に関する事項	用途車種、登録番号（車両番号）、車名、車台番号、型式、初度登録（検査）年月、車両所有者、業務使用の有無、年間走行距離区分、現在走行距離（累計走行距離） 等
前契約に関する事項	保険期間および解約または解除の有無、ノンフリート等級、事故有係数適用期間、保険事故の件数とその内容 等

## 《運転者限定特約と運転者年齢条件の組合せと補償される範囲》

運転者の限定(注①)	運転者年齢条件(注①)	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①または②の別居(注②)の未婚の子	⑤ ①または②の別居(注②)の既婚の子、友人・知人など
運転者本人・配偶者限定	35歳以上補償 26歳以上補償 21歳以上補償 年齢を問わず補償	← 年齢条件を満たせば補償 →		(補償されません。)		
運転者家族限定	35歳以上補償 26歳以上補償 21歳以上補償 年齢を問わず補償	← 年齢条件を満たせば補償 →		← 年齢条件を満たさなくても補償(注③) →	(補償されません。)	
限定なし	35歳以上補償 26歳以上補償 21歳以上補償 年齢を問わず補償	← 年齢条件を満たせば補償 →		← 年齢条件を満たさなくても補償(注③) →	← 年齢条件を満たさなくても補償(注③) →	

(注①) 個人賠償責任特約、弁護士費用等補償特約およびファミリーバイク特約に関する事故は、運転者の限定および運転者年齢条件にかかわらず補償されます。また、身の回り品補償特約に関する事故は、運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

(注②) ①および②のいずれとも同居していない場合をいいます。

(注③) ①～③が営む事業に従事中的の従業員は、運転者年齢条件を満たす場合に補償されます。

## 2. 契約締結後におけるご注意事項

契約締結後に以下のことが発生した場合、それぞれご注意ください。また、身の回り品補償特約に関する事故は、運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

### (1) **重要** 通知事項

保険契約者または被保険者には、契約後に下記の通知事項が生じた場合、弊社に遅滞なくご連絡いただく義務があります。この通知事項について、故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。（☞普通保険約款 第1章基本条項第8条（通知義務）p.16）

通知事項とは、①～⑤のいずれかに該当する事項です。

#### ① 記名被保険者に関する事項

・住所の変更 ・運転免許証の色の変更(注①)

#### ② ご契約のお車に関する事項

・用途車種の変更	・登録番号（車両番号）の変更
・業務使用の有無の変更	・改造したこととその内容
・レンタカー、代車、カーシェアリング専用車、構内専用車、商品自動車（販売用自動車）、教習用自動車、8ナンバーの貨物車、対価を得て人や貨物を運送する車（道路運送法第78条に基づき、認められている場合を除きます。）等、となったこと	

③ ご申告いただいた前契約に関する事項(注②)の変更(注③)

④ 複数所有新規の1台目に関する事項の変更(注③)

⑤ 中断前の契約に関する事項の変更(注③)

(注①) 契約時にご申告いただいた運転免許証の色が保険期間の初日までに変更となった場合にご連絡ください。（保険期間の途中で変更となった場合はご連絡の必要はありません。）

(注②) 前々契約についてもご申告いただいた場合は、前々契約に関する事項が変更となったときにもご連絡ください。

(注③) 変更が生じた場合には、弊社で適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の訂正が必要となることがあります。

## (2) 保険契約者の変更

保険契約者を変更する場合は、弊社にご連絡ください。

なお、**保険契約者**が死亡された場合は、保険契約上の権利・義務は**保険契約者**の死亡時の法定相続人に移転します(☞普通保険約款 第1章基本条項第33条(保険契約者の変更) p.21)。

## (3) 保険契約者の住所変更

**保険契約者**の住所または通知先を変更した場合は、弊社にご連絡ください。

## (4) 記名被保険者の変更

**記名被保険者**を変更する場合は、変更後の**記名被保険者**の方の変更時点において有効な運転免許証の色をお伺いします。なお、変更後の**記名被保険者**が、後記「3. 保険料について(1)④(イ)a.~c. p.7」以外の方に該当するときは、ご契約を解約のうえ、新たに締結し直していただきます。

## (5) お車の変更(車両入替)

新たにお車を取得した場合、または複数のお車を所有しており、**ご契約のお車**を廃車、譲渡もしくは返還した場合は、ご契約の対象となるお車を変更(車両入替)できます。その際には、入替後のお車の自動車検査証をご用意のうえ、次の点もご確認ください。

- |   |
|---|
| ① 入替後のお車の納車日および購入価格   |
| ② 入替前および入替後のお車それぞれの積算走行距離計(オドメーター)の数値(注1)とその確認日                   |
| (注1) 次のご継続時の年間走行距離区分は、ご継続時までの1年間に入替前および入替後のお車が走行した合計の距離をもとに適用します。 |

なお、車両入替ができるのは、入替後のお車がそんぼ24自動車保険の対象となる**用途車種**のお車に限ります(☞お引受範囲等について p.13)。また、入替後のお車の所有者(注2)が次の①~④のいずれかの方である場合に限ります。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ① 入替前のお車の所有者(注2) | ② 入替前の <b>記名被保険者</b>  |
| ③ <b>配偶者</b>     | ④ ②または③の同居の <b>親族</b> |

(注2) **所有権留保条項付売買契約**によるご購入の場合はその買主、リースカーの場合はその借主を「所有者」とみなします。

**重要** お車の変更手続きまでの間に、入替後のお車となるべきお車に生じた損害等については、原則として**保険金**をお支払いできません。ただし、「⑩新規取得自動車の入替における自動補償特約 p.60」によりお役に立てる場合があります。

**ご参考** 「⑩新規取得自動車の入替における自動補償特約 p.60」

**ご契約のお車**を廃車、譲渡または返還した後に、その代替として新たにお車を取得した場合に、新規取得自動車の取得日(注3)の翌日から起算して30日以内にお車の変更(車両入替)のお手続きをすることを条件として、取得日(注3)から変更のご請求を弊社が受領するまでの間、新規取得自動車をご**契約のお車**とみなして取り扱います。

この場合、入替前のご契約条件で取り扱いますが、車両保険については、入替後のお車となるべきお車の取得日(注3)時点の時価額を**保険金額**とします。

(注3) 入替後のお車の自動車検査証に所有者(買主または借主を含みます。)の氏名が記載された日をいいます。ただし、他の客観的な資料のご提出により、直接の管理下に入った日を証明いただいた場合は、その日とします。

## (6) お車の譲渡

保険期間の途中で**ご契約のお車**を譲渡した場合、保険契約上の権利・義務はお車の譲受人には移転しません。また、譲渡した後に生じた事故については**保険金**をお支払いできません。ただし、ご契約の譲渡のご請求をされ、弊社がそれを承認した場合、保険契約上の権利・義務は譲受人へ譲渡され、以後に生じた事故については**保険金**のお支払対象となります。

## (7) 運転者を限定する特約または運転者年齢条件の変更

**ご契約のお車の用途車種**が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、運転者を限定する特約(運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約)によって限定された運転者以外の方や、運転者年齢条件に該当しない年齢の方が**ご契約のお車**を新たに運転することになったときには、ご契約条件の変更が必要となりますので、あらかじめ弊社にご連絡ください。

**重要** 変更手続きまでの間に、補償の対象とならない方が運転中の事故については、原則として**保険金**をお支払いできません。ただし、「④家族運転者の変更手続き漏れに関する特約 p.38」によりお役に立てる場合があります。

**ご参考** 「④家族運転者の変更手続き漏れに関する特約 p.38」

ご契約のお申込み以降に、お車を運転するご家族の範囲が、新たな運転免許取得、同居、別居等に伴い変わった場合で、変更手続きを失念している間に補償対象外のご家族が**ご契約のお車**を運転して事故を起こしたときには、この特約を適用してご契約条件を訂正することで、**保険金**をお支払いできることがあります。

適用にあたっては、ご契約のお申込み以降にお車を運転するご家族の範囲が変わったことを証明する公的資料をご提出のうえ、ご契約条件の訂正に伴う追加保険料をお支払いいただく必要があります。

## (8) 保険金額の増額・補償内容の追加における変更日

原則としてご連絡いただいた日の翌日以降(車両保険に関しては8日後以降)を変更日としてご指定いただけます。ただし、お車の変更(車両入替)を伴う場合は、ご連絡いただいた日を変更日としてご指定いただくことができます。

## (9) **重要** 追加保険料のお支払い

保険期間の途中でご契約条件を変更する際は、追加保険料または返還保険料が発生する場合があります。追加保険料および返還保険料は月割をもって計算します(☞普通保険約款 第1章基本条項第18条(保険料の返還または請求) p.17)。また、追加保険料のお支払方法はクレジットカード払、コンビニ払または金融機関振込払からお選びいただけます。コンビニ払または金融機関振込払の場合は、ご契約内容の変更日または変更のお申し出があった日のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内にお支払いください。なお、追加保険料が1,000円以下となった場合には、追加保険料のお支払いは原則として必要ありません(☞「⑩変更に伴う少額の追加保険料に関する特約 p.61」)。

なお、期限内にお支払いがない場合は、次の取扱いとなります。

通知事項の発生	保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。
お車の変更(車両入替)	保険金をお支払いできないことがあります。
記名被保険者、 運転者本人・配偶者限定特約、 運転者家族限定特約、 運転者年齢条件、 保険金額等の補償内容の変更	変更前のご契約条件が適用されます。

## (10) 重要 解約と解約返還保険料

ご契約を解約する場合は、弊社にご連絡ください。解約日は、解約のお申し出があった当日以降となります。ご契約のお車を廃車した場合なども、解約日は、廃車した日ではなくお申し出日以降となります。

解約返還保険料は、ご契約の保険料から、既に経過した月数に対して月割(1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。)をもって計算した保険料を差し引いた残額となります。したがって、保険期間の初日から11か月以上経過している場合には解約返還保険料はありません。また、クレジットカード払の場合は、クレジットカード会社から弊社に入金後の返還となります。

## 3. 保険料について

弊社の保険料は、ご契約のお車の用途車種、記名被保険者の運転免許の色、業務使用の有無、年間走行距離区分、運転者の範囲、ノンフリート等級および各種割引等に基づいて算出しています。

これらのうち、ノンフリート等級および各種割引については、以下をご確認ください。

### (1) ノンフリート等級別料率制度

過去のご契約において保険金を請求された事故の履歴に応じて、1等級から20等級までのノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定され、これらによって保険料が割引または割増されます。<sup>(注1)</sup>

<sup>(注1)</sup> この割引・割増は個人賠償責任特約、弁護士費用等補償特約およびファミリーバイク特約以外の保険料に適用されます。

ノンフリート等級および事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

① 前契約がない場合(初めて自動車保険をご契約する場合等)

(ア) ノンフリート等級

原則として、6等級(新規契約)が適用されます。

下表の条件をすべて満たしている1台目のご契約があるときは、2台目以降のご契約は7等級(新規契約)となり、運転者年齢条件に応じた割引・割増率が適用されます。(複数所有新規契約)《1台目のご契約の条件》

ノンフリート等級	11等級以上であること。
記名被保険者	新契約の記名被保険者と同一の個人であること。 なお、新契約の記名被保険者が次の①～③のいずれかに該当する場合は同一とみなします。 ① 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ② 1台目のご契約の記名被保険者の同居の親族 ③ 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者の同居の親族

ご契約のお車の所有者	新契約のご契約のお車の所有者と同一の個人であること。 なお、新契約のご契約のお車の所有者が次の①～④のいずれかに該当する場合は同一とみなします。 ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ③ 1台目のご契約の記名被保険者の同居の親族 ④ 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者の同居の親族
用途車種	後記「お引受範囲等について 1. ①～⑧ p.13」の用途車種であること。
その他	新契約の保険期間の初日において有効な契約であること。

(イ) 事故有係数適用期間

原則として、0年となります。

(ウ) ノンフリート等級による割引・割増

運転者年齢条件により異なり、原則として下表のとおり適用します。

用途車種	6等級(新規契約)				7等級(新規契約)					
	自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)			左記 以外	自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪)			左記 以外		
年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償	年齢を問わず補償	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償	
等級	6A	6B	6C	6G	6D	7A	7B	7C	7G	7D
割引・割増率(%)	28	3		9	4	11	11	40	39	
	割増		割引		割増	割増	割引			

② 前契約がある場合

前契約の保険期間が1年の場合は、以下の取扱いとなります。ただし、保険期間の途中で解約したときは、取扱いが異なることがあります。

(ア) ノンフリート等級

原則として下表のとおりとなります。事故の種類は後記③をご参照ください。

前契約における事故	新契約の等級 <sup>(注1)</sup>
なし	前契約より1等級上がります。
あり	前契約より、3等級ダウン事故1件につき3等級、1等級ダウン事故1件につき1等級下がります。

<sup>(注1)</sup> 新契約の保険期間の初日が前契約の満期日の翌日から起算して8日以降となる場合は等級は上がりず、7等級以上が適用されるべきであったとしても、原則として6F等級となります。(例外的な取扱いについては、後記④(ウ)ご契約の中断制度および「ノンフリート等級継承期間延長に関する特則」をご参照ください。)

(イ) 事故有係数適用期間

原則として以下のとおりとなります。事故の種類は後記③をご参照ください。

a. 前契約の事故有係数適用期間が0年のとき

前契約における事故	新契約の事故有係数適用期間
なし	0年
あり	前契約の事故有係数適用期間に、3等級ダウン事故1件につき3年、1等級ダウン事故1件につき1年を加算したものととなります。(上限6年)

b. 前契約の事故有係数適用期間が1～6年のとき

前契約における事故	新契約の事故有係数適用期間
なし	前契約の事故有係数適用期間から1年を減算したものととなります(注2)。
あり	前契約の事故有係数適用期間から1年を減算し(注2)、3等級ダウン事故1件につき3年、1等級ダウン事故1件につき1年を加算したものととなります。(上限6年)

(注2) 新契約の保険期間の初日が前契約の満期日の翌日から起算して8日以降となる場合は、1年減算となりません。(例外的な取扱いについては、後記④(ウ)ご契約の中断制度および「ノンフリート等級継承期間延長に関する特例」をご参照ください。)

(ウ) ノンフリート等級および事故有係数適用期間による保険料の割引・割増

事故有係数適用期間に応じて、原則として下表のとおり適用します。

a. 事故有係数適用期間が0年の場合

b. 事故有係数適用期間が1～6年の場合

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割引増率(%)	a	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	b	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44
		割増				割引															

(ご参考) ノンフリート等級・事故有係数適用期間の適用例

20等級、事故有係数適用期間が0年のご契約で、3等級ダウン事故が1件発生した場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後
ノンフリート等級	20等級	17等級	18等級	19等級	20等級
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年
0年の場合の割引率	63%				63%
1～6年の場合の割引率		38%	40%	42%	

③ 事故の種類

事故の種類により、翌年のノンフリート等級および事故有係数適用期間の取扱いが異なります。なお、同一の事故で複数の保険または特約から保険金が支払われる場合であっても、事故件数は1件として取り扱います。また、同一の事故で支払われる保険金において次の(ア)～(ウ)に該当するものが混在する場合、3等級ダウン事故に該当する保険金が含まれるときは3等級ダウン事故、3等級ダウン事故に該当する保険金が含まれず1等級ダウン

事故に該当する保険金が含まれるときは1等級ダウン事故として取り扱います。

なお、事故には、保険金をお支払いした事故のほか、未払いの事故および未請求事故も含まれます。

(ア) 3等級ダウン事故

次の(イ)1等級ダウン事故および(ウ)ノーカウント事故に該当しない事故をいいます。

(イ) 1等級ダウン事故

車両保険または身の回り品補償特約について、次のいずれかの原因により保険金をお支払いする事故((ウ)cおよび(ウ)dに該当する事故を除きます。)は、1等級ダウン事故となります。

- ・火災または爆発(飛来物もしくは落下物以外の他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- ・盗難
- ・騒じょう(デモ等)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・台風、竜巻、洪水または高潮
- ・落書またははいたずら
- ・飛来物(飛び石等)または落下物(落石、ひょう等)との衝突
- ・その他偶然な事故(他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落によるものを除きます。)

(ウ) ノーカウント事故

次のa.～d.のいずれかに該当する事故は、事故件数として数えず、ノンフリート等級の繰り上がりに支障ありません。また、事故有係数適用期間の加算の対象となりません。

a. 次のいずれかの保険・特約で保険金をお支払いする事故

- ・無保険車傷害
- ・搭乗者傷害
- ・人身傷害
- ・個人賠償責任特約
- ・代車費用補償特約
- ・弁護士費用等補償特約
- ・ファミリーバイク特約

b. 対人賠償で対人臨時費用保険金のみをお支払いする事故

c. 車両保険で運搬・納車費用、仮修理費用および盗難車引取費用保険金のみをお支払いする事故

d. 無過失車対車事故の特則により車両保険金をお支払いしなかったものとして取り扱う事故

④ ノンフリート等級に関するその他の取扱い

(ア) 他の保険会社・共済からの等級継承等について

他の損害保険会社・共済(JA(農協)共済、全労済(注1)、教職員共済、日火連(注2)または全自共に限ります。)で適用されているノンフリート等級および事故有係数適用期間についても、同様に継承します。その場合は、以前のご契約におけるノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等について、他の損害保険会社・共済、一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構との間で確認させていただきます。確認後、適用すべきノンフリート等級または事故有係数適用期間に誤りがあった場合には、保険期間の初日にさかのぼっての訂正とそれに伴う保険料の追加または返還を行います。ただし、告知義務違反が認められる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(注1) 自治労自動車共済(自治労共済引受)を除き、じちろうマイカー共済(全労済引受)を含みます。

(注2) 自動車総合共済(MAP)に限ります。また、2014年9月30日以前に中小企業共済で引受けたご契約を含みます。

(イ) **重要** 記名被保険者を変更する場合のノンフリート等級等の継承

記名被保険者を変更する場合において、変更後の記名被保険者が次のa.～c.のいずれかの方に該当するときは、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

- a. 記名被保険者(変更前)の配偶者
- b. 記名被保険者(変更前)の同居の親族
- c. 記名被保険者(変更前)の配偶者の同居の親族

ただし、上記a.～c.以外の方に記名被保険者を変更する場合であっても、ノンフリート等級が1～5等級または事故有係数適用期間が1～6年になるときは、これらを引き継ぐことがありません。

(ウ) ご契約の中断制度

ご契約のお車が保険期間中に廃車・譲渡・返還もしくは車検切れとなった場合または記名被保険者の海外への出国等、所定の要件を満たす場合で、保険契約を解約するとき、または満期時に継続しないときには、「中断証明書」の発行をご請求いただくことにより、契約を一時的に中断し、後日新しい契約にノンフリート等級を引き継ぐことができます。その際は事故有係数適用期間についても引き継ぎます。また、弊社発行の「中断証明書」を利用して弊社でご契約を再開する場合、後記(2)②継続割引が適用されます。

「中断証明書」の発行にあたっては、所定の要件を満たしていることが確認できる客観的な資料をご提出いただきます。詳しくは弊社にお問い合わせください。

**ご参考** ノンフリート等級継承期間延長に関する特則

新契約の保険期間の初日が前契約の満期日の翌日から起算して8日以降180日以内となる場合で、所定のやむを得ない諸事由があるときは、7日以内となる場合と同様に等級を継承できます。

特則により等級を継承した場合は、事故有係数適用期間も、7日以内となる場合と同様に取り扱います。特則の適用にあたっては、弊社所定の資料・書面等をご提出いただく場合があります。なお、新契約の保険期間の初日は、お申し出のあった日以降で設定されます。詳しくは弊社にお問い合わせください。

**(2) 保険料の割引制度**

ご契約が所定の要件を満たす場合、以下の割引が適用されます。

① インターネット割引

インターネットを通してご契約をお申込みいただく場合に適用されます。

割引率	割引の対象となる保険料
新規 10%	すべての補償の保険料
継続(注1) 7%	すべての補償の保険料

(注1) 弊社の契約をご継続いただく場合または弊社の中断証明書を利用してご契約を再開する場合があります。次の②も併せてご参照ください。

② 継続割引

弊社の契約をご継続いただく場合または弊社の中断証明書を利用してご契約を再開する場合に適用されます。

割引率	割引の対象となる保険料
3%	すべての補償の保険料

③ 長期優良契約割引

新契約および前契約(保険期間が1年以上に限りです。)が20等級で前契約の保険期間中に保険事故(ノーカウント事故を除きます。)が発生しなかった場合に適用されます。(注2)

割引率	割引の対象となる保険料
2%	個人賠償責任特約、弁護士費用等補償特約およびファミリーバイク特約以外の保険料

(注2) 「中断証明書」を利用してご契約を再開する場合および新契約の事故有係数適用期間が1～6年となる場合を除きます。

④ 新車割引

ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型)乗用車の場合で、保険期間の初日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して25か月以内のときに適用されます。

割引率	割引の対象となる保険料
9%	対人・対物賠償、人身傷害(種類が「搭乗中のみ」の場合)、自損事故保険および搭乗者傷害の保険料
7%	人身傷害(種類が「一般」の場合)の保険料

⑤ 証券省略割引(注3)

インターネットを通してご契約をお申込みいただく場合で、保険証券を発行しないときに適用されます。なお、「②保険証券の発行に関する特約 p.62」がセットされます。

割引額	
500円	合計保険料から500円を割り引きます。

⑥ 継続お早め割引(注3)

満期日の30日前までに弊社の契約をご継続いただく場合に適用されます。

割引額	
500円	合計保険料から500円を割り引きます。

(注3) 「証券省略割引」および「継続お早め割引」適用前の年間保険料が20,000円以上の場合に限り適用されます。

**4. 主な補償内容のご説明**

**(1) 対人賠償保険(普通保険約款 第2章 p.21)**

自動車事故により他人を死傷させ、被害者の方の負った損害に対して法律上の賠償責任を負った場合に、自賠償保険で支払われる金額を超える部分について被害者1名につき、**保険金額**を限度に**保険金**をお支払いします。

なお、上記の**保険金**のほかに、次の費用**保険金**をお支払いできる場合があります。

対人臨時費用 保険金	対人賠償事故による被害者1名につき、死亡された場合には15万円、3日以上入院された場合には3万円をお支払いします。
---------------	---



## (2) 対物賠償保険 (☞普通保険約款 第2章 p.21)

自動車事故により他人の財物に与えた損害に対して法律上の賠償責任を負った場合に、**保険金額**を限度に**保険金**をお支払いします。  
(**免責金額**を設定した場合は、その額を差し引いて**保険金**をお支払いします。)

### 【免責金額】

0円、3万円、5万円、10万円、20万円のいずれかの**免責金額**から選択できます。ただし、ファミリーバイク特約をセットする場合は、10万円および20万円の**免責金額**は選択できません。

## (3) 無保険車傷害保険 (☞普通保険約款 第3章 p.24)

保険を付けていない自動車や保険を付けていても補償内容が不十分である自動車との事故等で、**記名被保険者およびそのご家族**にあたる方や**ご契約のお車**に搭乗中の方が死亡または後遺障害を負い、その損害に対して相手から十分な補償を受けられない場合に、**被保険者**1名につき、**保険金額**を限度に**保険金**をお支払いします。

## (4) 人身傷害補償 (☞特約 ⑤・⑥ p.39・48)

補償の対象となる方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に、その方の過失の有無と関係なく、人身傷害補償特約記載の基準に基づいて算出した損害額(逸失利益や治療費など)について、**被保険者**1名につき、**保険金額**(所定の重度後遺障害を負われ、かつ、介護が必要と認められる場合は**保険金額**の2倍の金額)を限度に**保険金**をお支払いします。

なお、上記の**保険金**のほかに、次の費用保険金をお支払いできる場合があります。

人身傷害臨時費用保険金	<b>被保険者</b> 1名につき、死亡された場合には15万円、3日以上入院された場合には3万円をお支払いします。
-------------	---

### 《賠償義務者(相手方)がいる場合の保険金のご請求方法》

次の方法があります。

- ① 相手方からの賠償に先行してお客さまの損害額全額について**保険金**をご請求いただく方法
- ② 相手方からの賠償金受領後に**保険金**をご請求いただく方法

なお、人身傷害の**保険金**は相手方からの賠償金等と重複して支払われるものではありませんので、②の方法の場合、お支払いする**保険金**が生じないことがあります。

### 重要 《人身傷害の種類》

下表の2種類から選択できます。

(○印は補償の対象となります。×印は補償の対象となりません。)

人身傷害の種類	補償の対象となる方	事故例1	事故例2	事故例3
		ご契約のお車に搭乗中の自動車事故	他のお車(バス、タクシー等を含む)に搭乗中の自動車事故	歩行中、自転車走行中の自動車事故
一般	記名被保険者およびそのご家族	○	○(注①)	○
	上記以外の方	○	×	×
搭乗中のみ(注②)	記名被保険者およびそのご家族	○	×	×
	上記以外の方	○	×	×

(注①) 次の損害は補償の対象となりません。

- ・記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者または記名被保険者の配偶者の同居の親族の方が所有または常時使用する他のお車に搭乗中の事故による損害
- ・記名被保険者または記名被保険者の配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用するお車をその方自らが運転中の事故により、そのお車に搭乗している方に生じた損害
- ・そんぼ24自動車保険の対象とならない用途車種のお車を借用運転中の事故により、その運転者に生じた損害

(注②) 「⑥人身傷害補償の被保険自動車搭乗中のみ補償特約 p.48」をセットした人身傷害の種類をいいます。



### 人身傷害補償特約の補償の重複

- ① このご契約のお車以外に他のお車がある場合で、他のお車のご契約(弊社以外の保険契約を含みます。)に前表の事故例2、3を補償するタイプの人身傷害がセットされているときは、このご契約でも人身傷害(一般)をお選びになると補償の重複が生じることがありますので、ご契約内容をご確認ください。
- ② ①の場合、人身傷害(搭乗中のみ)をお選びいただくことで、人身傷害の補償をご契約のお車に搭乗中の自動車事故に限定できます。ただし、他のお車のご契約を解約した場合等は、前表の事故例2、3の補償がなくなることがあります。

## (5) 自損事故保険 (☞普通保険約款 第4章 p.26)

ご契約のお車の所有者や運転者の方などが自賠責保険による補償が受けられない事故により死傷または後遺障害を負われた場合に、**被保険者**1名につき、次の**保険金**をお支払いします。

死亡保険金	死亡された場合には1,500万円(既に後遺障害保険金が支払われているときは、その分を差し引いた残額)
後遺障害保険金	後遺障害を負われた場合には50万円～2,000万円(後遺障害の程度により異なります。)
介護費用保険金	所定の重度後遺障害を負われ、かつ、介護が必要と認められる場合には200万円
医療保険金	傷害を負われた場合には、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度に治った日までの入院日数に対して日額6,000円、通院日数に対して日額4,000円(総額100万円限度)

## (6) 搭乗者傷害保険 (☞普通保険約款 第5章 p.28)

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に、**被保険者**1名につき、次の**保険金**をお支払いします。

死亡保険金	死亡された場合には <b>保険金額</b> (既に後遺障害保険金が支払われているときは、その分を差し引いた残額)
後遺障害保険金	後遺障害を負われた場合には <b>保険金額</b> の4%～100%(後遺障害の程度により異なります。)
重度後遺障害保険金	所定の重度後遺障害を負われ、かつ、介護が必要と認められる場合には後遺障害保険金の60%(600万円限度)
医療保険金(部位・症状別定額払)	傷害を負われて医師の治療を要し、入院または通院した日数が1～4日の場合には傷害の程度にかかわらず1万円、入院または通院した日数が5日以上となった場合には傷害の部位・症状に応じて定額

## (7) 車両保険 (普通保険約款 第6章 p.30)

ご契約のお車が偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合に、**保険金額**を限度に**免責金額**を差し引いて**保険金**をお支払いします。ただし、**全損**となった場合には**免責金額**を差し引かず**保険金**をお支払いします。

なお、上記の**保険金**のほかに、次の費用保険金をお支払いできる場合があります。

車両全損時臨時費用保険金(注1)	車両保険金のお支払いの対象となる事故により <b>ご契約のお車が全損</b> となった場合には、 <b>保険金額</b> の10%(20万円限度)をお支払いします。
運搬・納車費用保険金(注1)	車両保険金のお支払いの対象となる事故により <b>ご契約のお車が自力で走行</b> することができない状態となった場合には、修理工場への運搬や修理完了後の納車・引取りに必要な費用に対して、15万円または <b>保険金額</b> の10%のいずれか高い額を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。
仮修理費用保険金(注1)	車両保険金のお支払いの対象となる事故により <b>ご契約のお車が自力で走行</b> することができない状態となった場合には、修理工場まで運転するために必要な仮修理の費用に対して、15万円または <b>保険金額</b> 10%のいずれか高い額を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。
盗難車引取費用保険金(注1)	盗難にあった <b>ご契約のお車</b> を引き取るために必要であった費用(運搬・納車費用および仮修理費用を除きます。)に対して、15万円または <b>保険金額</b> の10%のいずれか高い額を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。

(注1) **免責金額**を差し引かずにお支払いします。

### 重要 《車両保険の種類》

下表の3種類から選択できます。

(○印は補償の対象となります。×印は補償の対象となりません。)

事故例	車両保険の種類		
	一般	車対車+A(注2)	車対車(注3)
他の自動車(注4)との衝突・接触	○	○(注5)	○(注5)
火災・爆発	○	○	×
盗難	○	○	×
台風・洪水・高潮	○	○	×
落書・いたづら	○	○	×
物の飛来・落下	○	○	×
自転車との衝突・接触	○	×	×
電柱・ガードレール等に衝突	○	×	×
あて逃げ	○	×	×
転覆・墜落	○	×	×

(注2) 「⑧自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付) p.49」と「⑨車両危険限定補償特約(A) p.49」をあわせてセットした車両保険の種類をいいます。

(注3) 「⑧自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付) p.49」をセットし、「⑨車両危険限定補償特約(A) p.49」をセットしない車両保険の種類をいいます。

また、「⑩車両保険の免責金額に関する特約(車対車免ゼロ特約) p.49」はセットできません。

(注4) **原動機付自転車**を含みます。

(注5) 相手自動車およびその運転者または所有者が特定できることが補償の条件となります(あて逃げ事故は補償の対象となりません。)。また、**ご契約のお車**と所有者が同一であるお車との事故については補償の対象となりません。

### 【免責金額】

下表の①～③の中から選択できます。

	1回目の車両事故	2回目以降の車両事故	ご注意
①	0万円	10万円	ノンフリート等級が6等級以下の場合には選択できません。
②	5万円	10万円	「⑩車両保険の免責金額に関する特約(車対車免ゼロ特約) p.49」をセットできます。
③	10万円	10万円	—

### 【ご参考】無過失車対車事故の特例

相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、弊社と締結する継続契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特例です。(注6)

- ・相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中の**ご契約のお車**への衝突・接触」による事故において、**ご契約のお車**の運転者および所有者に過失がなかったと弊社が判断した場合
- ・事故発生に関して、**ご契約のお車**の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

(注6) 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。また、身の回り品補償特約の**保険金**をお支払いする場合は、この特例の対象外です。

## (8) 主な特約による補償


ご契約にセットできる主な特約は以下のとおりです。詳細は各特約条項をご確認ください。



また、次の【補償の重複】もご確認ください。

### 【補償の重複】



この表示がある特約について、**記名被保険者**またはそのご家族がこれらの特約と補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)を既にご契約されている場合は、これらの特約をセットすると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

特約名	特約の内容
⑦対物超過修理費用補償特約 p. 48 《オプション》	ご契約のお車と他の自動車(注)との事故により相手自動車の修理費が時価額を超過した場合に、「修理費と時価額の差額に事故におけるお客さまの責任の割合を乗じた額」に対して、相手自動車1台につき、50万円を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。 <b>注</b> 原動機付自転車を含みます。
⑩車両保険の免責金額に関する特約(車対車ゼロ特約) p. 49 《車両保険のオプション》	ご契約期間中1回目の車両保険金が支払われる事故(注1)が他の自動車(注2)との衝突・接触事故である場合に限り、 <b>免責金額</b> (5万円の場合に限ります。)がないものとして取り扱います。なお、相手自動車およびその運転者または所有者が特定できること、ならびに相手自動車の所有者が <b>ご契約のお車</b> の所有者と異なることが条件となります。 <b>注1</b> 無過失車対車事故の特約が適用される事故または車両保険金として運搬・納車費用保険金、仮修理費用保険金および盗難車引取費用保険金のみが支払われる事故は、 <b>免責金額</b> の適用において事故の回数に含めません。 <b>注2</b> 原動機付自転車を含みます。
⑪個人賠償責任特約 p. 50 《オプション》 	<b>記名被保険者およびそのご家族</b> にあたる方が、日本国内で発生した日常生活の偶然な事故(自動車事故を除きます。)によって、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、 <b>保険金</b> をお支払いします。
⑫身の回り品補償特約 p. 52 《車両保険のオプション》	ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリアに固定された個人の身の回り品が、偶然な事故により損傷した場合や盗難(注)された場合等の損害について、20万円を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。 <b>注</b> キャリアに固定された個人の身の回り品は、 <b>ご契約のお車</b> と同時に盗難された場合に限りです。
⑬代車費用補償特約 p. 55 《車両保険のオプション》	車両保険金のお支払対象となる事故により、 <b>ご契約のお車</b> が一定の状態で使用できない場合に、借り入れた <b>レンタカー</b> 等の費用の実際のご負担額に対して、「5,000円×利用日数(注)」を限度に代車費用として <b>保険金</b> をお支払いします。 <b>注</b> 利用開始日からその日を含めて30日後の日までに利用した日数に限るなどの条件があります。

特約名	特約の内容
⑭弁護士費用等補償特約 p. 56 《オプション》 	<b>記名被保険者およびそのご家族</b> にあたる方、 <b>ご契約のお車</b> に搭乗中の方、 <b>ご契約のお車</b> の所有者の方が、自動車事故によって死傷したり、所有、使用または管理する財物が損傷するなどの損害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等に対して、 <b>被保険者</b> 1名につき、300万円を限度(法律相談料については10万円を限度)に <b>保険金</b> をお支払いします。
⑮ファミリーバイク特約 p. 58 《オプション》 	<b>記名被保険者およびそのご家族</b> にあたる方が、 <b>原動機付自転車(注1)</b> を運転中に起こした事故について、その <b>原動機付自転車</b> を <b>ご契約のお車</b> とみなして、 <b>ご契約のお車</b> の契約条件(注2)にしたがい、対人・対物賠償および自損事故保険を適用して、 <b>保険金</b> をお支払いします。 <b>注1</b> 原動機付自転車をご家族で複数所有している場合や友人など他人から借りた場合も対象になります。 <b>注2</b> 運転者を限定する特約および運転者年齢条件を除きます。
⑯他車運転転危険補償特約 p. 59 《すべてのご契約に自動車セット》	<b>記名被保険者およびそのご家族</b> にあたる方が、借用中の自動車(注1)を運転中(注2)に起こした事故について、その借用自動車を <b>ご契約のお車</b> とみなして、 <b>ご契約のお車</b> の契約条件(注3)にしたがい、対人・対物賠償、自損事故保険および車両保険を適用して、 <b>保険金</b> をお支払いします。ただし、自損事故保険(注4)、車両保険については、ご契約にセットされていない場合には補償の対象となりません。また、 <b>記名被保険者</b> 、その <b>配偶者</b> またはこれらの方の同居の <b>親族</b> が所有または常時使用するお車を運転中の事故、および、 <b>記名被保険者</b> またはその <b>配偶者</b> の別居の <b>未婚</b> の子が、自ら所有または常時使用する自動車を運転中の事故も補償の対象となりません。 <b>注1</b> そっぽ24自動車保険の対象となる <b>用途車種</b> に限ります。 <b>注2</b> 駐車中および停車中を除きます。 <b>注3</b> 運転者を限定する特約および運転者年齢条件を含みます。なお、車両保険金額はその借用自動車の時価額となります。 <b>注4</b> ご契約に自損事故保険がセットされていなくても、人身傷害(一般)をセットしている場合は、人身傷害(一般)で補償します。

## 5. **重要** 保険金をお支払いしない主な場合

(1) 保険金をお支払いしない主な場合は下表のとおりです。

(○印はお支払対象となります。×印はお支払対象となりません。)

	対人賠償	対物賠償	無保険車傷害	人身傷害	自損事故保険	搭乗者傷害	車両保険
運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約がセットされている場合で、限定された運転者以外の方の運転によって事故が生じたとき	×	×	×	×	×	×	×
運転者年齢条件が適用される方のうち運転者年齢条件に該当しない年齢の方の運転によって事故が生じた場合	×	×	×	×	×	×	×
告知事項につき、故意または重大な過失によって事実をご申告されなかったことまたは事実と異なることをご申告されていたことにより、弊社がご契約を解除した場合(注①)	×	×	×	×	×	×	×
通知事項の発生によって危険増加が生じた場合において、故意または重大な過失によって遅滞なく通知いただけなかったことにより、弊社がご契約を解除した場合(注②)	×	×	×	×	×	×	×
弊社がご契約時の保険料を領取する前に事故が生じた場合	×	×	×	×	×	×	×
ご契約のお車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用することによって生じた損害	×	×	×	×	×	×	×
ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、またはご契約のお車が危険物を業務として積載した被けん引自動車をけん引することによって生じた損害	×	×	×	×	×	×	×
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害	×	×	×	×	×	×	×
台風、洪水または高潮によって生じた損害	×	×	×	○	○	○	○(注③)
記名被保険者の方の故意(注④)によって記名被保険者に生じた損害			×	×	×	×	
生じた損害(注⑤)	×	×	○	○	○	○	×
記名被保険者以外の方に生じた損害							
無免許運転(注⑥)・酒気帯び運転等によって運転者ご本人に生じた損害およびご契約のお車に生じた損害			×	×	×	×	×
〔対人・対物賠償のみ〕	記名被保険者、ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子が死傷したことにより生じた賠償損害	×					
	記名被保険者、ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物が損傷したことにより生じた賠償損害		×				
	ご契約のお車を空港その他の飛行場において使用することによって生じた賠償損害	×	×				
〔車両保険のみ〕	欠陥、摩滅、腐しよ、さび等自然消耗、故障損害						×
	取り外された部分品・付属品等に生じた損害、タイヤの単独損害						×

(注①) その事実に基づかずに発生した事故であることが証明された場合を除きます。

(注②) その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故であることが証明された場合を除きます。

(注③) 一般の車両保険、車対車+Aの車両保険ではお支払いの対象となりますが、車対車の車両保険ではお支払いの対象となりません。

(注④) 無保険車傷害、人身傷害、自損事故保険、搭乗者傷害および車両保険については重大な過失を含みます。

(注⑤) 記名被保険者以外の被保険者の方の故意(注④)によって生じた損害についても、原則として同じ取扱いとなります。ただし、対人・対物賠償に関して、故意による事故を起こした被保険者以外の方が法律上の賠償責任を負った場合は、その方に生じた賠償損害についてはお支払いの対象となります。

(注⑥) 無免許運転とは、道路交通法等法令に定められた運転資格を持たずに自動車を運転している状態をいい、運転免許効力の一時停止処分を受けている方または運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方が自動車を運転している状態を含みます。なお、運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の状態では自動車を運転している場合は、無免許運転に該当しません。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、「重大事由による解除」としてご契約を解除することがあります。

この場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合(対人・対物賠償はお支払いの対象となります。)
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

## 6. ご継続について

### (1) 重要 継続に関するご案内

原則としてご契約の満期日の60日前に、継続に関するご案内をお送りしますので所定の期日までにお手続きください。

なお、前契約の保険期間中における事故の件数や内容などによっては、継続契約の補償内容を制限する場合やお受けできない場合があります。

(例) ノンフリート等級が6等級以下となった場合

満期となるご契約の車両保険の**免責金額**で「1回目0万円」を選択されていた場合、継続契約は「1回目5万円」に変更したうえで、「⑩車両保険の免責金額に関する特約(車対車免ゼロ特約) p. 49」をセットしてご案内します。

**ご参考** 「⑩継続契約の取扱いに関する特約 p. 61」

ご継続手続きを失念していた場合であっても、継続前のご契約の満期日の翌日から起算して30日以内に弊社へ継続のお申し出があり、所定の条件をすべて満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容(注)で継続前のご契約の満期日を保険期間の初日とする継続契約が成立したものと取り扱います。

(注) 車両保険金額等については、特約の規定に基づき、所定の見直しを行います。

### (2) 重要 ご継続時の保険料

ご継続時に、お車、記名被保険者、ノンフリート等級およびその他のご契約条件等に変更がなく、事故のご連絡がなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当するときは前年よりも**保険料**が高くなることがあります。

- ① 保険期間の初日における**記名被保険者**の年齢が、満60歳、満70歳、満75歳または満80歳となられたとき
- ② 新車割引の適用期間(初度登録後25か月以内)を経過したとき
- ③ 弊社が保険料率を改定したとき
- ④ お車の型式別料率クラスが上昇したとき

**ご参考** 型式別料率クラス制度

ご契約のお車の**用途車種**が自家用(普通・小型)乗用車の場合、対人・対物賠償、人身傷害、自損事故保険、搭乗者傷害および車両保険について、お車の型式ごとに1～9の料率クラスに区分し、**保険料**を算出しています。

この料率クラスは、損害保険料率算出機構により、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき毎年見直され、各補償ごとに事故が少ない型式の車の料率クラスは下がり、事故が多い型式の車の料率クラスは上がるため**保険料**が変動することがあります。

型式別料率クラス

1	2	3	4	5	6	7	8	9
安い ←			保 険 料			→ 高い		

## 7. もし、事故が起きたら

### (1) 事故時の対応

事故時には、負傷者の救護、二次衝突の防止及び警察の届け出を行うとともに、直ちに弊社へご連絡ください。

ご連絡先



0120-119-007  
24時間、365日受付

### (2) 修理・示談に関するお願い

事故の当事者間での示談、金銭のやり取りはしないようお願いいたします。また、事故にあったお車を修理する場合は、必ず事前に弊社にご連絡をお願いします。(弊社の了解なく示談または修理を行った場合、**保険金**の一部をお支払いできないことがあります。)

### (3) 示談交渉でお手伝いできること

対人・対物賠償事故および個人賠償責任特約にかかる事故が発生した場合、弊社は**被保険者**と相手方との示談交渉に関するご相談の受付等、事故解決のためのお手伝いをします。また、**被保険者**が相手方から損害賠償請求を受けた際には、**被保険者**のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られる場合に、相手方との示談交渉をお引受けします。(被保険者が正当な理由がなく弊社への協力を拒まれた場合等は、示談交渉はできません。)

### (4) 重要 保険金のご請求手続き

**保険金**のご請求手続きには、「普通保険約款 第1章基本条項第25条(2) p.19」および特約に定める書類または証拠のほか、下表の書類のうち、弊社が求めるものをご提出ください。なお、保険金請求権については、保険金請求権の発生日の翌日から起算して3年を経過した場合は時効となります。

ご提出いただく書類	必要書類の例
① <b>被保険者</b> または保険の対象であることが確認できる書類	戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書 など
③ 保険の対象の価額、 <b>保険契約者</b> または <b>被保険者</b> が被った損害の範囲や額および弊社が支払うべき <b>保険金</b> の額を算出するために必要な書類	他の保険契約等の <b>保険金</b> 支払内容を記載した支払内訳書 など
④ 傷害の程度を証明する書類	レントゲン写真、MRI画像 など
⑤ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など
⑥ <b>保険契約者</b> または <b>被保険者</b> が負担した費用が確認できる書類	各種費用特約の費用負担を立証する書類 など

### (5) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社への業務委託

事故対応に際し、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の全国ネットワークと連携して解決にあたります。

## 8. 用語のご説明

下線のある用語についてご説明します。

	用語	内容
か行	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険物	「道路運送車両の保安基準第1条」に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条」に定める可燃物、または「毒物及び劇物取締法第2条」に定める毒物もしくは劇物をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方(運転時間の合計が最も長い方とします。)1名で、保険証券の「記名被保険者」欄に記載される方をいいます。
	記名被保険者およびそのご家族	次のいずれかの方をいいます。 ① 記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の未婚の子
	原動機付自転車	原動機の総排気量が125cc以下もしくは定格出力が1.00キロワット以下の二輪車、または原動機の総排気量が50cc以下もしくは定格出力が0.60キロワット以下の三輪以上の車をいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険証券の「被保険自動車」欄に記載される自動車をいいます。
	さ行	所有権留保条項付売買契約
親族		6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
前契約		新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有し、記名被保険者およびご契約のお車を同一(注①)とする契約(注②)をいいます。ただし、既に他の自動車保険・共済の前契約となっている契約を除きます。 (注①) 記名被保険者が同居のご家族の場合やお車を入れ替えた場合などは同一とみなすことがあります。 (注②) 新契約の保険期間の初日において、所定の要件を満たす現存契約があり、その現存契約を前契約とした場合の新契約の等級が1～5等級または事故有係数適用期間が1～6年となるときのその現存契約を含みます。
た行	全損	お車を修理できない場合、修理費が保険金額以上となった場合またはお車が盗難にあい発見されなかった場合をいいます。
	特種用途自動車(キャンピング車)	自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状が「キャンピング車」である自動車をいいます。

は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき <b>保険金</b> の限度額をいいます。
	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、 <b>保険料</b> の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	<b>保険契約者</b> が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
ま行	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	お支払いする <b>保険金</b> の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、 <b>被保険者</b> の自己負担となります。
や行	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき弊社が定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車等のお車の区分をいいます。
ら行	レンタカー	自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車をいいます。なお、代車およびカーシェアリング専用車で自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車を含みます。

## お引受範囲等について

### 1. そんぽ24自動車保険の対象となる用途車種

次のとおりです。

対象となる用途車種	ご注意ください
① 自家用普通乗用車	次の <b>用途車種</b> のいずれかに該当するお車は、 <b>そんぽ24自動車保険</b> の対象となりません。  ・営業用自動車 ・バス ・二輪自動車 ・ <b>原動機付自転車(注③)</b> 等
② 自家用小型乗用車	
③ 自家用軽四輪乗用車	
④ 自家用軽四輪貨物車	
⑤ 自家用小型貨物車(注①)	
⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)(注①)	
⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)(注①)	
⑧ <b>特種用途自動車(キャンピング車)(注②)</b>	

(注①) ダンプ装置のあるお車を除きます。また、砂利類運送用を除きます。

(注②) 保険期間の途中で⑧の**用途車種**のお車へ入れ替えた場合、または**用途車種**が⑧へ変更になった場合のみ対象となります。

(注③) ファミリーバイク特約による補償をご提供しています。

第1章 基本条項	14
第2章 賠償責任条項	21
第3章 無保険車傷害条項	24
第4章 自損事故条項	26
第5章 搭乗者傷害条項	28
第6章 車両条項	30
別表	32

■普通保険約款本文中の下線のある用語については、各条項の第1条（用語の定義）をご参照ください。

## 第1章 基本条項

### 第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めた第7条（告知義務）（1）①から⑩までに掲げる事項をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療とします。
電話等の通信手段	電話、書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度登録年月 被保険自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

## 2. ご契約をお引受けできないお車

次のいずれかに該当するお車はご契約をお引受けできません。また、お車によっては車両保険をお引受けできない場合があります。

お引受けできないお車	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタカー</li> <li>・ カーシェアリング専用車</li> <li>・ 型式不明車</li> <li>・ 構内専用車</li> <li>・ 商品自動車（販売用自動車）</li> <li>・ 8ナンバーの貨物車</li> <li>・ 対価を得て、人や貨物を運送する車（道路運送法第78条に基づき、認められている場合を除きます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代車</li> <li>・ 非常に年式の古い車</li> <li>・ 違法改造車</li> <li>・ 三輪自動車</li> <li>・ 教習用自動車</li> </ul>

## 3. その他のお引受条件

次のいずれかに該当する場合は、ご契約をお引受けできませんのであらかじめご了承ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記名被保険者を次の①～③以外の方とする場合</li> <li>① 保険契約者</li> <li>② 保険契約者の配偶者</li> <li>③ 「保険契約者またはその配偶者」の親族</li> <li>・ 保険契約者または記名被保険者が満17歳以下の方の場合</li> <li>・ 保険契約者または記名被保険者が法人となる場合</li> <li>・ 保険契約者が自ら所有かつ使用するお車の自動車保険のご契約台数が今回のお申込みを含めて10台以上となる場合</li> <li>・ 前契約がJ A（農協）共済、全労済（注1）、教職員共済、日火連（注2）および全自共以外の共済の場合</li> <li>・ 前契約が解除されている場合</li> </ul>	等
---	---

（注1） 自治労自動車共済（自治労共済引受）を除き、じちろうマイカー共済（全労済引受）を含みます。

（注2） 自動車総合共済（MAP）に限ります。また、2014年9月30日以前に中小企業共済で引受けたご契約を含みます。

**重要** 上記のほか、新契約に適用するノンフリート等級が1等級または2等級の場合、前契約において複数の事故が発生している場合、前契約を解約する場合等は補償を制限することやご契約をお引受けできないことがあります。また、インターネットでご契約いただける範囲はお電話でご契約いただける範囲とは異なります。詳しくは弊社ウェブサイトでご確認ください。

保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項の保険金をいいます。
用途車種	登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

## 第2条 (この普通保険約款の適用条件)

(1) この普通保険約款は、次の条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① 被保険自動車の用途車種が次のいずれかであること。

- ア. 自家用普通乗用車
- イ. 自家用小型乗用車
- ウ. 自家用軽四輪乗用車
- エ. 自家用軽四輪貨物車
- オ. 自家用小型貨物車
- カ. 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
- キ. 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ク. 特種用途自動車 (キャンピング車) (注1)

② 被保険自動車がレンタカー (注2) でないこと。

(2) この普通保険約款が適用されない場合には、この普通保険約款に付帯される特約は、その特約の規定にかかわらず、適用されません。

(3) この普通保険約款の自損事故条項、搭乗者傷害条項および車両条項は、保険証券に自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項を適用する旨記載されている場合に適用されます。

(注1) 特種用途自動車 (キャンピング車)

自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

(注2) レンタカー

自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車をいいます。

## 第3条 (保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までに保険料を払い込まなければなりません。

## 第4条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時 (注3) に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注3) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

## 第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当社は、保険契約者が第3条 (保険料の払込み) に定める保険料の払込みを怠った場合 (注4) には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、第17条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

(注4) 保険契約者が第3条 (保険料の払込み) に定める保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

## 第6条 (保険責任のおよぶ地域)

当社は、被保険自動車が日本国内 (注5) にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注5) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

## 第7条 (告知義務)

(1) 保険契約者または記名被保険者 (注6) になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めた次に掲げる事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- ① 記名被保険者の生年月日
- ② 記名被保険者の住所
- ③ 記名被保険者が所有し、保険期間の初日において有効な運転免許証の有効期限の帯の色
- ④ 被保険自動車の用途車種および登録番号または車両番号
- ⑤ 被保険自動車の業務使用 (注7) の有無
- ⑥ 年間走行距離区分 (注8) および被保険自動車の保険契約締結時における現在走行距離 (注9)
- ⑦ 保険期間の初日を含めて過去13か月以内に被保険自動車 (注10) に締結されていた自動車保険契約または自動車共済契約 (注11) の内容ならびに保険事故の件数および内容
- ⑧ 被保険自動車の改造の有無 (注12)
- ⑨ 他の保険契約等に関する事実

⑩ ①から⑨までのほか、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた事項

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者 (注6) が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注13)
- ③ 保険媒介者 (注14) が、保険契約者または記名被保険者 (注6) が告知事項について事実を告げないことを妨げた場合
- ④ 保険媒介者 (注14) が、保険契約者または被保険者に対し、保険契約者または記名被保険者 (注6) が告知事項について事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合
- ⑤ 保険契約者または記名被保険者 (注6) が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、電話等の通信手段をもって直接当社に訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が、保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ⑥ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

(4) (3) ③および④の規定は、これらに規定する保険媒介者 (注14) の行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者 (注6) が告知事項について事実を告げなかったと認められる場合または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(5) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(注6) 記名被保険者

車両条項においては、被保険自動車の所有者とします。

(注7) 業務使用

家事のための使用を除きます。

(注8) 年間走行距離区分

次の区分のうち、保険契約締結時までの1年間に被保険自動車が行った距離 (注15) が該当する区分をいいます。

- ① 4,000km未満
- ② 4,000km以上8,000km未満
- ③ 8,000km以上12,000km未満
- ④ 12,000km以上16,000km未満
- ⑤ 16,000km以上

(注9) 被保険自動車の保険契約締結時における現在走行距離

被保険自動車の運転席に定着または装備された計器により確認できる保険契約締結時におけるキロメートル単位の走行距離の累計をいいます。

(注10) 被保険自動車

被保険自動車は保険契約締結の際に別表4に掲げる「同一の用途車種とみなして被保険自動車の入替ができる用途車種」に入れ替えられた場合は、入替前の自動車とします。

(注11) 自動車保険契約または自動車共済契約

これらの契約が複数ある場合は、被保険自動車 (注10) について最も遅く保険責任が終了する契約とします。

(注12) 改造の有無

改造がある場合は、被保険自動車の改造後の排気量等、改造に関する事項を含みます。

(注13) 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結を行うことができる者が、保険契約者または記名被保険者 (注6) が告知事項について事実を告げないことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注14) 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

(注15) 保険契約締結時までの1年間に被保険自動車が行った距離

被保険自動車は、保険契約締結時までの1年間に、第11条 (被保険自動車の入替) の規定またはこれと同様の規定により入れ替えられた自動車である場合は、その入替前の自動車が保険契約締結時までの1年間のうちその入替前の期間に走行した距離と被保険自動車が保険契約締結時までの1年間のうちその入替後の期間に走行した距離を合計した距離とします。入替前の自



動車が、保険契約締結時までの1年間に、同条の規定またはこれと同様の規定により入れ替えられた自動車である場合も同様とします。

#### 第8条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に直接通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 次に掲げる事項を変更したこと。

ア. 記名被保険者の住所

イ. 被保険自動車の用途車種または登録番号もしくは車両番号

ウ. 被保険自動車の業務使用(注7)の有無

② 被保険自動車を改造したこと。なお、このとき当会社に通知する内容は、被保険自動車の改造後の排気量等、改造に関する事項を含みます。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注16)が発生したこと。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注17)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### (注16) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において第8条(通知義務)の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

#### (注17) 引受範囲

保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

#### 第9条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に直接通知しなければなりません。

#### 第10条 (被保険自動車の譲渡)

- (1) 被保険自動車が譲渡(注18)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人(注19)に移転しません。ただし、保険契約者がその権利および義務を被保険自動車の譲受人(注19)に譲渡(注18)する旨を電話等の通信手段をもって当会社に直接通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人(注19)に移転します。

- (2) 当会社は、被保険自動車が譲渡(注18)された後(注20)に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### (注18) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を被保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

#### (注19) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく買主を含みます。

#### (注20) 被保険自動車が譲渡された後

当会社が第10条(被保険自動車の譲渡)(1)ただし書の承認の請求を受領した後を除きます。

#### 第11条 (被保険自動車の入替)

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、保険契約者が電話等の通信手段をもってその旨を当会社に直接通知し、入替対象自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、保険契約者が指定した入替対象自動車と被保険自動車の入替日以降、その入替対象自動車について、この保険契約を適用します。

① 次のいずれかに該当する者が、自動車を新たに取得(注21)した場合は

ア. 被保険自動車の所有者

イ. 記名被保険者

ウ. 記名被保険者の配偶者

エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合

③ この保険契約以外の保険契約の保険証券記載の自動車が新たに取得(注21)した自動車に入れ替えられることに伴い、この保険契約において、被保険自動車をこの保険契約以外の保険契約の入替前の自動車に入れ替える場合

④ この保険契約以外の保険契約の保険証券記載の自動車が廃車、譲渡または返還されたことに伴い、この保険契約以外の保険契約の保険証券記載の自動車がこの保険契約の被保険自動車に入れ替えられる場合

- (2) この条において「入替対象自動車」とは、次のいずれかに該当し、かつ、被保険自動車と同一の用途車種(注22)の自動車をいいます。

① (1)①の場合は、(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得(注21)した自動車

② (1)①以外の場合は、(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が所有する自動車(注23)

- (3) (1)の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保険自動車が賃借契約により賃借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被保険自動車の所有者

- (4) (1)の規定により被保険自動車の入替の承認の請求を行う場合において、保険契約者は第8条(通知義務)(1)に定める事項のほか、入替対象自動車の承認請求時における現在走行距離(注24)を当会社に通知しなければなりません。

- (5) 当会社は、(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、当会社が(1)の承認の請求を受領した時(注25)から保険契約者に対して当会社が(1)の承認を行わない旨の意思表示を行った時までにはその入替対象自動車および被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、次のとおりとします。

① 当会社は、その入替対象自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、この普通保険約款およびこれに付帯される特約を適用して、その入替対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

② 当会社は、被保険自動車(注26)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### (注21) 取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。

#### (注22) 同一の用途車種

別表4に掲げる「同一の用途車種」とみなして被保険自動車の入替ができる用途車種」を含みます。

#### (注23) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約に基づく購入した自動車および1年以上を期間とする賃借契約による借り入れた自動車を含みます。

#### (注24) 入替対象自動車の承認請求時における現在走行距離

入替対象自動車の運転席に定着または装備された計器により確認できる承認請求時におけるキロメートル単位の走行距離の累計をいいます。

#### (注25) 当会社が(1)の承認の請求を受領した時

第11条(被保険自動車の入替)(1)の承認の請求において、保険契約者が指定した入替対象自動車と被保険自動車の入替日が、当会社が同条(1)の承認の請求を受領した時より後である場合は、その入替日とします。

#### (注26) 被保険自動車

第11条(被保険自動車の入替)(5)①の入替対象自動車を除きます。

#### 第12条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第13条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合に、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第14条 (車両条項の協定保険価額および保険金額の変更または調整)

- (1) この保険契約に車両条項が適用されている場合において、保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加したときは、保険契約者または被保険自動車の所有者は、遅滞なく、電話等の通信手段をもってその旨を当会社に直接通知し、承認を請求しなければなりません。

- (2) この保険契約に車両条項が適用されている場合において、保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少したときは、保険契約者または被保険自動車の所有者は、当会社に対する通知をもって、車両条項の協定保険価額および保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

- (3) (1)および(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険自動車の所有者は、将来に向かって、保険証券記載の車両条項の協定保険価額に(1)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の車両条項の協定保険価額から(2)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、車両条項の協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

(4) 当社が第11条(被保険自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合には、車両条項第7条(保険金額の設定)の規定により入替後の被保険自動車の価額を定め、その価額に同条項の協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

**第15条(保険契約の解除)**

- (1) 当会社は、第10条(被保険自動車の譲渡)(1)または第11条(被保険自動車の入替)(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。
- (2) 保険契約者は、当社に対する書面または当社が別に定める通信手段による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)に基づき当社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

**第16条(重大事由による解除)**

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力(注27)に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力(注27)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力(注27)を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注27)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力(注27)と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までのいずれかの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 被保険者(注28)が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
  - ② 被保険者(注29)に生じた損害(注30)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までのいずれかの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 賠償責任条項(注31)に基づき保険金を支払うべき損害(注32)
  - ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (5) 車両条項の被保険者(注33)が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

- ① (4)①および②の損害(注32)
- ② 無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(注34)または傷害。ただし、その損害(注34)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

**(注27) 反社会的勢力**

暴力団、暴力団員(注35)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

**(注28) 被保険者**

賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。

**(注29) 被保険者**

無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

**(注30) 被保険者に生じた損害**

無保険車傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

**(注31) 賠償責任条項**

賠償責任条項の被保険者が第16条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(3)および同条項第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(2)②の規定を除きます。

**(注32) 損害**

賠償責任条項第14条(費用—対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、第16条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

**(注33) 被保険者**

保険契約者および記名被保険者を除きます。

**(注34) 損害**

無保険車傷害条項においては、第16条(重大事由による解除)(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

**(注35) 暴力団員**

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

**第17条(保険契約解除の効力)**

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

**第18条(保険料の返還または請求)**

当社は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	保険料の返還または請求方法
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注36)に対して月割(注37)をもって計算した保険料を返還または請求します。
③ 当社が次のいずれかの規定による承認をする場合 ア. 第10条(被保険自動車の譲渡)(1) イ. 第11条(被保険自動車の入替)(1)	保険料を変更する必要がある場合は、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき未経過期間に対して月割(注37)をもって計算した保険料を返還または請求します。
④ 第14条(車両条項の協定保険価額および保険金額の変更または調整)(3)の場合	
⑤ ①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が電話等の通信手段をもって保険契約の条件の変更を当社に直接通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	
⑥ 第12条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合	当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑦ 第13条(保険契約の取消し)の規定により当社が保険契約を取り消した場合	

⑧ 第7条(2)、第8条(2)、同条(6)、第15条(保険契約の解除)(1)、第16条(重大事由による解除)(1)、第21条(追加保険料不払による保険契約の解除)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して月割(注38)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
⑨ 第15条(2)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合	
⑩ 保険契約が失効となる場合	

(注36) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間  
 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注37) 月割  
 保険料を返還する場合は、1か月未満の端日数は切り捨てます。また、保険料を請求する場合は、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注38) 月割  
 1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

**第19条(追加保険料の払込み)**

前条に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定があるときを除き、当社がその追加保険料を請求した日または契約内容の変更日(注39)のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内に、その追加保険料を払い込まなければなりません。

(注39) 契約内容の変更日  
 保険契約者が指定した契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

**第20条(追加保険料不払の場合の免責等)**

(1) 第18条(保険料の返還または請求)①または同条②の規定により、当社が追加保険料を請求した場合において、次条の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	当社の取扱い
① 第18条①の規定による場合	当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 第18条②の規定による場合	当社は、第8条(通知義務)(2)の危険増加が生じた時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(2) 第18条(保険料の返還または請求)③から⑤までの規定により、当社が追加保険料を請求した場合において、当社の請求に対して、保険契約者が前条に定める追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	当社の取扱い
① 第18条③アの規定による場合	当社は、第10条(被保険自動車の譲渡)(1)の譲渡が発生した後で、かつ、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
② 第18条③イの規定による場合	当社は、第11条(被保険自動車の入替)(1)の規定により承認した入替対象自動車と被保険自動車の入替日以後で、かつ、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
③ 第18条④の規定による場合	当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、被保険自動車の価額の増加の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

④ 第18条⑤の規定による場合	当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。
-----------------	---

**第21条(追加保険料不払による保険契約の解除)**

第18条(保険料の返還または請求)①または②の規定により、当社が追加保険料を請求した場合において、当社の請求に対して、保険契約者が第19条(追加保険料の払込み)に定める追加保険料の払込みを怠ったとき(注40)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注40) 保険契約者が第19条(追加保険料の払込み)に定める追加保険料の払込みを怠ったとき

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

**第22条(事故発生時の義務)**

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止  
 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の通知  
 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
- ③ 事故内容の通知  
 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。  
 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称  
 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 盗難の届出  
 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ 修理着工の事前承認  
 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ⑥ 求償権の保全等  
 他人に損害賠償の請求(注41)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦ 損害賠償額等の事前承認  
 損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑧ 訴訟の通知  
 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑨ 他の保険契約等の通知  
 他の保険契約等の有無および内容(注42)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑩ 書類の提出等  
 ①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注41) 損害賠償の請求  
 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注42) 他保険契約等の有無および内容  
 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

**第23条(事故発生時の義務違反)**

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注41)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払う

べき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額にしておき保険金を支払います。
- ① 賠償責任条項(注43)に関しては、損害の額
  - ② 車両条項(注44)に関しては、損害の額(注45)
  - ③ 賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(3)の対人臨時費用保険金、無保険車傷害条項、自損事故条項および車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)②の車両全損時臨時費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、自損事故条項に関しては、同条項第1条(用語の定義) 保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金(注46)とに区分して算出するものとします。

- (3) (2) ①および②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

**(注43) 賠償責任条項**

賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(3)の対人臨時費用保険金を除きます。

**(注44) 車両条項**

車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)②の車両全損時臨時費用保険金を除きます。

**(注45) 損害の額**

それぞれ別の保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

**(注46) これら以外の保険金**

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

**第25条(保険金の請求)**

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 無保険車傷害条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時
- ③ 自損事故条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
  - ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
  - ウ. 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
  - エ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは通常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
  - ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - イ. 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ウ. 医療保険金については、次の時
    - (ア) 搭乗者傷害条項第10条(医療保険金の支払)(1)①の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院(注47)または通院(注48)を開始した時
    - (イ) 搭乗者傷害条項第10条(1)②の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数(注49)の合計が5日となった時
- ⑤ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書(注50)
  - ④ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本
  - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
  - ⑧ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の

支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

- ⑨ 賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注51)および被害が生じた物の写真(注52)
  - ⑩ その他当会社が第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいらないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注53)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注53)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)(3)の対人臨時費用保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**(注47) 入院**

治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(注48) 通院**

治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

**(注49) 治療日数**

入院(注47)または通院(注48)した日数をいいます。

**(注50) 交通事故証明書**

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車(注54)との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りします。

**(注51) 見積書**

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

**(注52) 写真**

画像データを含みます。

**(注53) 配偶者**

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りします。

**(注54) 自動車**

道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車を含みます。

**第26条(無過失車対車事故の特則)**

- (1) 当会社は、次に定める条件をいずれも満たす車対車事故(注55)については、次契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定にあたって、その事故がなかったものとして取り扱います。ただし、車両条項に係る保険金のみが支払われる事故に限りします。

- ① 次のいずれかの場合に該当すること。
  - ア. 当会社が、事故状況の調査を行った結果、その車対車事故(注55)が次のいずれかに該当し、かつ、その発生に関して被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
    - (ア) 相手自動車(注56)が被保険自動車に追突した事故
    - (イ) 対向車線を走行中の相手自動車(注56)がセンターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触した事故
    - (ウ) 信号機により交通整理の行われている交差点において、相手自動車(注56)が赤色の灯火表示(注57)に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示(注58)に従い進行した被保険自動車に衝突または接触した事故
    - (エ) 相手自動車(注56)が、駐車または停車中(注59)の被保険自動車に衝突または接触した事故
    - イ. その車対車事故(注55)の発生に関して被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
  - ② 車対車事故(注55)の相手自動車(注56)の登録番号等(注60)もしくは車対車事故発生時の運転者または所有者(注61)の住所および氏名ならび名称が確認されること。

- (2) 被保険者は、(1)の規定に基づき保険金の支払を請求する場合、前条(2)ただし書の交通事故証明書を出さない相当な理由があるときは、交通事故証明書に代って次の書類および写真(注52)を当会社に提出しなければなりません。
- ① 車対車事故(注55)の事実を証明する書類であって、その相手自動車(注56)の事故発生時の運転者または所有者(注61)の住所の記載および記名押印もしくは署名のあるもの
  - ② 被保険自動車の損傷部位の写真(注52)
  - ③ 相手自動車(注56)の衝突または接触の部位を示す写真(注52)または資料
- (注55) 車対車事故  
被保険自動車と相手自動車(注56)との衝突または接触をいいます。
- (注56) 相手自動車  
その所有者(注61)が被保険自動車の所有者と異なる自動車(注54)をいいます。
- (注57) 赤色の灯火表示  
赤色の灯火の点滅を除きます。
- (注58) 青色の灯火表示  
青色の灯火の矢印を含みます。
- (注59) 停車中  
継続的に停止している場合に限りです。
- (注60) 登録番号等  
登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
- (注61) 所有者  
相手自動車(注56)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主を、1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主を含みます。

## 第27条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注62)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注63)または被害の程度、事故と損害または被害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注62)からその日を含めて次に掲げる日数(注64)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① ①①から①④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注65) 180日
  - ② ①①から①④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ ①③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における①①から①⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ ①①から①⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注66)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注62) 請求完了日  
被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条(保険金の請求)(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注63) 損害の額  
車両条項第1条(用語の定義)に規定する保険価額を含みます。
- (注64) 次に掲げる日数  
複次に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注65) 照会  
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。
- (注66) これに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第28条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、無保険車傷害、自損傷害または搭乗者傷害に関して、第22条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知または第25条(保険金の請求)

の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注67)のために要した費用(注68)は、当会社が負担します。
- (注67) 死体の検案  
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注68) 費用  
収入の喪失を含みません。

## 第29条 (損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)または同条第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。
- ① 損害賠償額の請求書
  - ② 公の機関が発行する交通事故証明書(注50)
  - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
  - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
  - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す説示書
  - ⑦ 賠償責任条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注51)および被害が生じた物の写真(注52)
  - ⑧ その他当会社が(6)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)①から⑤まで、同条第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)①から④までまたは同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注69)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (5) (4)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注69)からその日を含めて次に掲げる日数(注64)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① ①①から①④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注65) 180日
  - ② ①①から①④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ ①③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における①①から①⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ ①①から①⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(6) (4) および (5) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注66)には、これにより確認が遅延した期間については、(4) または (5) の期間に算入しないものとします。

#### (注69) 請求完了日

損害賠償請求権者が第29条(損害賠償額の請求および支払)(1)の規定による手続を完了した日をいいます。

#### 第30条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第31条(損害賠償額請求権の行使期間)

賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)および同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

#### 第32条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注70)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額のうちのいずれか少ない額を限度とします。

- ① その損害に対して当社が支払った保険金の額
- ② 次の額
  - ア. 当社が損害の額(注71)の全額を保険金として支払った場合  
損害が生じたことにより被保険者が取得した債権の全額
  - イ. ア以外の場合  
損害が生じたことにより被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(注71)を差し引いた額

(2) (1) の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権があるときは、その債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が酒気を帯びた状態(注72)で被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者(注73)が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

#### (注70) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### (注71) 損害の額

被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、車両条項第8条(損害額の決定)の損害額および同条項第10条(費用)の費用の合計額をいいます。

#### (注72) 酒気を帯びた状態

道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

#### (注73) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

#### 第33条(保険契約の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人(注19)に移転させる場合は、第10条(被保険自動車の譲渡)(1)の規定によるものとします。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は電話等の通信手段をもって直接当社にその旨を申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に關

する権利および義務が移転するものとします。

#### 第34条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第35条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 第2章 賠償責任条項

### 第1条(用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### 第2条(保険金を支払う場合—対人賠償)

(1) 当社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注1)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ(1)の保険金を支払います。

(3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次のいずれかに該当するときは、この賠償責任条項および基本条項に従い、対人臨時費用保険金を支払います。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡した場合
  - ② 対人事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院(注2)した場合
- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額  
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

#### (注2) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 第3条(保険金を支払う場合—対物賠償)

当社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

### 第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険

金を支払いません。

- ① 保険契約者(注3)、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
  - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
  - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
  - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑤ 台風、洪水または高潮
  - ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑨ 被保険自動車を競技、曲技(注7)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注8)すること。
  - ⑩ 被保険自動車を空港その他の飛行場において使用すること。
  - ⑪ 被保険自動車に危険物(注9)を業務(注10)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注9)を業務(注10)として積載した被率(けん)引自動車(けん)引すること。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注3) 保険契約者  
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注4) 暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) 競技、曲技  
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注8) 使用  
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注9) 危険物  
道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注10) 業務  
家事を除きます。

#### 第5条(保険金を支払わない場合—その2 対人賠償)

- (1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
  - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
  - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
  - ④ 被保険者の業務(注10)に従事する使用者
  - ⑤ 被保険者の使用者の業務(注10)に従事する他の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務(注10)に使用している場合に限り、被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)⑤の規定にかかわらず、被保険自動車の所有者(注11)が個人である場合には、記名被保険者がその使用者の業務(注10)に被保険自動車を使用的に、同じ使用者の業務(注10)に従事する他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

#### (注11) 被保険自動車の所有者

- 次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約(注12)により売買されている場合は、その買主
  - ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃借されている場合は、その借主
  - ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

#### (注12) 所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

#### 第6条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

#### 第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を利用または管理中の次のいずれかに該当する者
  - ア. 記名被保険者の配偶者
  - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
  - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注13)の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を利用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者(注14)が業務として受託した被保険自動車を利用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者(注15)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者(注15)の業務に使用している場合に限り、(注13)未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### (注14) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

#### (注15) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

#### 第8条(個別適用)

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)および第16条(支払保険金の計算—対物賠償)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第15条(2)②に定める対人臨時費用保険金の額が増額されるものではありません。

#### 第9条(当会社による援助—対人・対物賠償共通)

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第10条(当会社による解決—対人賠償)

- (1) 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注16)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額(注1)の合計額を明らかに超える場合
  - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
  - ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注16) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続  
弁護士を選任を含みます。

#### 第11条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注17)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額(注18)を超えることが明らかになった場合
  - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。  
 (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額(注1)}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。  
 (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。  
**(注17) 支払うべき保険金の額**  
 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。  
**(注18) 保険証券記載の保険金額**  
 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

**第12条(当社による解決-対物賠償)**

- (1) 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注16)を行います。  
 (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければならない。  
 (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。  
 ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合  
 ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合  
 ③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合  
 ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

**第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)**

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。  
 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注17)を限度とします。  
 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合  
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合  
 ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合  
 ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合  
 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明  
 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。  
 (3) 前条およびこの条の損害賠償額は、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。  
 (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。  
 (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注19)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。  
 ① (2)④に規定する事実があった場合  
 ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もも折衝することができないと認められる場合

- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合  
 (7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注17)を限度とします。  
**(注19) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額**  
 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

**第14条(費用-対人・対物賠償共通)**

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注20)は、これを損害の一部とみなします。  
 ① 基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益または有価であった費用  
 ② 基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用  
 ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用  
 ④ 対物事故の原因となるべき偶然な事故によって被保険自動車に積載していた動産(注21)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用  
 ⑤ 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条(当会社による解決-対人賠償)(2)または第12条(当会社による解決-対物賠償)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用  
 ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

**(注20) 費用**

収入の喪失を含みません。

**(注21) 被保険自動車に積載していた動産**

法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

**第15条(支払保険金の計算-対人賠償)**

- (1) 1回の対人事故につき当会社の支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{前条①から③までの費用}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額(注1)}} = \text{保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。  
 ① 前条⑤および⑥の費用  
 ② 第2条(保険金を支払う場合-対人賠償)(3)の対人臨時費用保険金として、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額  
 ア. 第2条(3)①に該当する場合は、15万円  
 イ. 第2条(3)②に該当する場合は、3万円  
 ③ 第10条(当会社による解決-対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

**第16条(支払保険金の計算-対物賠償)**

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{第14条(費用-対人・対物賠償共通)①から④までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}} = \text{保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。  
 ① 第14条(費用-対人・対物賠償共通)⑤および⑥の費用  
 ② 第12条(当会社による解決-対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金  
**第17条(仮払金および供託金の貸付け等-対人・対物賠償共通)**  
 (1) 第9条(当会社による援助-対人・対物賠償共通)、第10条(当会社による解決-対人賠償)(1)または第12条(当会社による解決-対物賠償)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、



次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（注22）

② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額（注23）  
 (2) (1) により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注24）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ただし書、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ただし書、同条（7）ただし書、第15条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注24）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1) の供託金（注24）が第三者に選付された場合には、その選付された供託金（注24）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注24）または貸付金（注25）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第25条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

**(注22) 保険証券記載の保険金額**

同一事故につき既に当社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

**(注23) 保険証券記載の保険金額**

同一事故につき既に当社が支払った保険金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

**(注24) 供託金**

利息を含みます。

**(注25) 貸付金**

利息を含みます。

**第18条（先取特権－対人・対物賠償共通）**

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注26）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金（注27）の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金（注27）の支払を行うものとします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金（注27）の支払を行うものとします。

(3) 保険金請求権（注26）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注26）を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

**(注26) 保険金請求権**

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(3) の対人臨時費用保険金および第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

**(注27) 保険金**

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(3) の対人臨時費用保険金および第14条（費用－対人・対物賠償共通）③、⑤および⑥の費用を除きます。

**第19条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）**

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条（費用－対人・対物賠償共通）①、②および④の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療（注）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 <b>(注) 治療</b> 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療とします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まず。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
損害額	当社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 <b>(注) 被保険者</b> 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

**第3章 無保険車傷害条項**

**第1条（用語の定義）**

この無保険車傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

無保険自動車	<p>相手自動車(注1)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないとき認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額(注2)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <p>① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合</p> <p>② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注3)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合</p> <p>(注1) 相手自動車 被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車(注4)および日本国外にある自動車を除きます。</p> <p>(注2) それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。</p> <p>(注3) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p> <p>(注4) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約(注5)により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p> <p>(注5) 所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額額収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。</p>
無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されるその直接の結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害(注)が生じることをいいます。</p> <p>(注) 後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。</p>

### 第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者が場合により、この無保険車傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は、第8条(損害額の決定)に定める損害額とします。
- (3) 当社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちのいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額(注1)
- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注2)
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額(注3)
- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額  
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

### (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

### (注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

### 第3条(保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
  - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間、酒気を帯びた状態(注4)で自動車を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた損害
  - 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を運転中に生じた損害
  - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

### (注4) 酒気を帯びた状態

道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

### 第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風、洪水または高潮
- 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射線、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技(注8)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注9)すること。
- 被保険自動車に危険物(注10)を業務(注11)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注10)を業務(注11)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

### (注5) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### (注6) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

### (注7) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

### (注8) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

### (注9) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

### (注10) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

### (注11) 業務

家事を除きます。

### 第5条(保険金を支払わない場合—その3)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

- 被保険者の父母、配偶者または子
  - 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注11)に従事している場合に限りです。
  - 被保険者の使用者の業務(注11)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注11)に従事している場合に限りです。
- (2) 当社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の

- 支払を受けることができる場合(注12)には、当社は、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、自動車取扱業者(注13)が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注12) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合
- 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

#### (注13) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### 第6条 (被保険者の範囲)

- (1) この無保険車傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① 記名被保険者(注14)
  - ② 記名被保険者(注14)の配偶者
  - ③ 記名被保険者(注14)またはその配偶者の同居の親族
  - ④ 記名被保険者(注14)またはその配偶者の別居の未婚(注15)の子
  - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注16)に搭乗中の者
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者を含みません。
- (3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されることの結果として別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害(注17)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害(注17)が生じることによって損害を被った場合は、その胎児は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- (注14) 記名被保険者  
保険証券記載の被保険者をいいます。
- (注15) 未婚  
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注16) その装置のある室内  
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注17) 後遺障害  
その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

### 第7条 (個別適用)

この無保険車傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第8条 (損害額の決定)

- (1) 損害額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定められます。
- (2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
  - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

### 第9条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注18)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

#### (注18) 費用

収入の喪失を含みません。

### 第10条 (支払保険金の計算)

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、被保険者1名につき、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①、②、④、⑤および③、⑤および⑥の合計額のうちのいずれか高い額}} = \text{保険金の額}$$

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額(注1)
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注2)

- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額(注3)
- ④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- ⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ⑥ 第8条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

### 第11条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所および氏名または名称
  - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
  - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
  - ④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第12条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

### 第13条 (代位)

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第32条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条項第27条(保険金の支払時期)(1)⑤ならびに同条項第32条(1)および(2)中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

## 第4章 自損事故条項

### 第1条 (用語の定義)

この自損事故条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療とします。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(注1)を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中である場合に限ります。

#### (注1) 傷害

- ガス中毒を含み、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
  - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医

- 学的他覚所見(注3)のないもの
- (注2) その装置のある室内  
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 医学的他覚所見  
理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### 第3条(保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害(注1)に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車運転している間、酒気を帯びた状態(注4)で被保険自動車運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で被保険自動車運転している間に生じた傷害
  - 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害(注1)が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注5)に対しては、保険金を支払いません。
- (注4) 酒気を帯びた状態  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。
- (注5) 創傷感染症  
丹毒(たんどく)、淋腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

### 第4条(保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害(注1)に対しては、保険金を支払いません。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注6)
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - 被保険自動車を競技、曲技(注9)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注10)すること。
  - 被保険自動車に危険物(注11)を業務(注12)として積載すること、または被保険自動車、危険物(注11)を業務(注12)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。
- (2) 当会社は、自動車取扱業者(注13)が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

#### (注6) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注7) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

#### (注9) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

#### (注10) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

#### (注11) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

#### (注12) 業務

家事を除きます。

#### (注13) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### 第5条(被保険者の範囲)

- (1) この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- 被保険自動車の保有者(注14)

#### ② 被保険自動車の運転者(注15)

- ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中の者
- (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

#### (注14) 保有者

自動車損害賠償保障法第2条(定義)第3項に定める保有者をいいます。

#### (注15) 運転者

自動車損害賠償保障法第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。

### 第6条(個別適用)

この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第7条(死亡保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円(注16)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

#### (注16) 1,500万円

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

### 第8条(後遺障害保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、同表の各等級に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。
  - 別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額
  - ①以外の場合で、別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
  - ①および②以外の場合で、別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
  - ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
- 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額

− 既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額 = 後遺障害保険金の額

### 第9条(介護費用保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる金額を支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。
- 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

### 第10条(医療保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数(注17)に比例し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

$6,000円 \times \text{入院日数(注18)} + 4,000円 \times \text{通院日数(注19)} = \text{医療保険金の額}$

- (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注20)であるときは、その処置日数を含みます。
- (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。
- 被保険者が通院(注21)しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表

- 2に掲げる部位を固定するために医師の指示(注22)によりギプス、ギプスシース、ギプスシャーレまたはシースを常時装着したときは、その装着日数について、通院(注21)したものとみなします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害(注1)を被った場合においても、当社は、その期間のうち入院(注23)または通院(注21)した日に対し重複しては医療保険金を支払いません。(注17) 治療日数  
入院(注23)または通院(注21)した日数をいいます。
- (注18) 入院日数  
入院(注23)した日数をいいます。
- (注19) 通院日数  
入院(注23)しなかった日のうち通院(注21)した日数をいいます。
- (注20) 同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置  
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注21) 通院  
治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- (注22) 医師の指示  
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示とします。
- (注23) 入院  
治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注1)もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### 第12条(当会社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条(死亡保険金の支払)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条(後遺障害保険金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。ただし、当社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第9条(介護費用保険金の支払)および前条の規定による介護費用保険金ならびに第10条(医療保険金の支払)および前条の規定による医療保険金を支払います。

#### 第13条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害(注1)について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第5章 搭乗者傷害条項

### 第1条(用語の定義)

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療とします。
被保険自動車	保険証券記載の自動車 <sup>①</sup> をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

### 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害(注1)に対して、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

- 被保険自動車の運行に起因する事故
- 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

#### (注1) 傷害

- ガス中毒を含み、次のものを含みません。
- 日射、熱射または精神的衝動による障害
  - 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないもの

#### (注2) 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### 第3条(保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間、酒気を帯びた状態(注3)で被保険自動車を運転している間、または大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた傷害
  - 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害(注1)が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注4)に対しては、保険金を支払いません。

#### (注3) 酒気を帯びた状態

道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

#### (注4) 創傷感染症

丹毒(たんどく)、淋巴腺炎(りんばせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

### 第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 被保険自動車を競技、曲技(注8)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注9)すること。
- 被保険自動車に危険物(注10)を業務(注11)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注10)を業務(注11)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

#### (注5) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注6) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注7) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

#### (注8) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

#### (注9) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

#### (注10) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

#### (注11) 業務

家事を除きます。

## 第5条 (被保険者の範囲)

- (1) この搭乗者傷害条項における被保険者は、被保険自動車車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注12)に搭乗中の者となります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
  - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者(注13)
- (注12) その装置のある室内  
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注13) 自動車取扱業者  
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

## 第6条 (個別適用)

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第7条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注14)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続人の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- (注14) 保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

## 第8条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ② ①以外の場合で、別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ③ ①および②以外の場合で、別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \left( \boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right) = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

## 第9条 (重度後遺障害保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の1もしくは別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険金額に乘じた額の支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} \times \boxed{60\%} = \text{重度後遺障害保険金の額}$$

- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害保険金として支払います。

## 第10条 (医療保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 治療日数(注15)の合計が1日以上(注16)、かつ、5日未満の場合  
傷害(注1)の程度にかかわらず1万円
  - ② 治療日数(注15)の合計が5日以上(注17)の場合  
別表3に定める傷害(注1)を被った部位およびその症状に応じた額。ただし、既に①に定める保険金が支払われている場合はその額を差し引いた額とします。
- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づき医療の給付とされたものとみなされる処置(注18)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が通院(注19)しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示(注20)によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャワーまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院(注19)したものとみなします。
- (4) 別表3の各症状に該当しない傷害(注1)であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (5) 同一事故により被った傷害(注1)の部位および症状が、別表3の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い額を医療保険金として支払います。

### (注15) 治療日数

入院(注21)または通院(注19)した日数をいいます。

### (注16) 治療日数の合計が1日以上

1日目の入院(注21)または通院(注19)の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。

### (注17) 治療日数の合計が5日以上

5日目の入院(注21)または通院(注19)の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。

### (注18) 同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付とされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

### (注19) 通院

治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

### (注20) 医師の指示

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示とします。

### (注21) 入院

治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注1)もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

## 第12条 (当会社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第7条(死亡保険金の支払)、第8条(後遺障害保険金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、次の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
- ① (1)に定める死亡保険金および後遺障害保険金
  - ② 第9条(重度後遺障害保険金の支払)および前条の規定による重度後遺障害保険金
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第10条(医療保険金の支払)および前条の規定による医療保険金を支払います。

### 第13条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害(注1)について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第6章 車両条項

### 第1条 (用語の定義)

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
E T C 装置	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の価額として協定した価額をいい、保険契約締結の時(注1)における被保険自動車と同一の用途車種(注2)、車名、型式、仕様および初度登録年月(注3)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額(注4)により定めます。 (注1) 保険契約締結の時 基本条項第11条(被保険自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合は、承認の時とします。 (注2) 用途車種 登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。 (注3) 初度登録年月 被保険自動車の用途車種(注2)が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。 (注4) 市場販売価格相当額 当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合(注)、または第9条(修理費)の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 (注) 被保険自動車の損傷を修理することができない場合 被保険自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
損害額	当社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
フェリーポート	官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

付属品	被保険自動車に定着または装備(注)されている物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、ボディカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備(注)することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ タンク車、ふん尿車等のホース (注) 装備 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額(注1)をいいます。 (注1) 被保険自動車の価額 被保険自動車と同一の用途車種(注2)、車名、型式、仕様および初度登録年月(注3)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注2) 用途車種 登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。 (注3) 初度登録年月 被保険自動車の用途車種(注2)が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。
保険金	損害保険金または車両全損時臨時費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この車両条項および基本条項に従い、次の保険金を被保険者に支払います。

- ① 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対しては、損害保険金
- ② ①の損害保険金を支払うべき損害が全損である場合は、車両全損時臨時費用保険金

(2) (1) ①の被保険自動車には、次の①および②に規定する物を含みます。

- ① 付属品
- ② 車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステムおよびE T C装置

### 第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失  
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)  
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主(注2)  
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人  
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者  
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りま  
す。  
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)  
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故  
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染  
⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)  
⑧ 詐欺または横領  
⑨ 被保険自動車を競技、曲技(注6)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること。  
⑩ 被保険自動車に危険物(注8)を業務(注9)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注8)を業務(注9)として積載した被率(けん)

引自動車を牽(けん)引すること。

- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者  
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主  
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注3) 暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 競技、曲技  
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注7) 使用  
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注8) 危険物  
道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注9) 業務  
家事を除きます。

#### 第4条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(注10)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボートである場合を除きます。
- ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害(注11)
- ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、カーナビゲーションシステムまたはE.T.C装置に生じた損害
- ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ(注12)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- (注10) 航空機または船舶によって輸送されている間  
積込みまたは積下し中を含みます。
- (注11) 故障損害  
偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注12) タイヤ  
チューブを含みます。

#### 第5条(保険金を支払わない場合—その3)

- 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間、酒気を帯びた状態(注13)で被保険自動車を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注2)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注13) 酒気を帯びた状態  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

#### 第6条(被保険者の範囲)

- この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。
- (注1) 被保険金額の設定  
① この車両条項においては、協定保険価額を被保険金額として定めるものとします。  
② 保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

#### 第8条(損害額の決定)

- 損害額は、次のとおりとします。
- ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合(注14)は、協定保険価額(注15)

② ①以外の場合は、次の算式によって算出した額(注16)

$$\text{次条に定める修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

- (注14) 被保険自動車の損傷を修理することができない場合  
被保険自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
- (注15) 協定保険価額  
保険価額が協定保険価額を超過するときは保険価額とします。
- (注16) 次の算式によって算出した額  
保険価額または協定保険価額のうち、いずれか高い額を限度とします。

#### 第9条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

#### 第10条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注17)は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 運搬・納車費用	保険金の支払対象となる事故により被保険自動車が自力で走行することができない状態(注18)となった場合に生じる次の費用。ただし、被保険自動車の修理等を行う場所または納車場所として社会通念上妥当と認められる場所へ被保険自動車を運搬するために生じる費用に限ります。 ア. 被保険自動車を事故発生地から保険契約者もしくは被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用 イ. 修理工場等にて被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を保険契約者もしくは被保険者の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または被保険自動車を引き取るために要した費用
④ 仮修理費用	保険金の支払対象となる事故により被保険自動車が自力で走行することができない状態(注18)となった場合に、被保険自動車を保険契約者もしくは被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
⑤ 盗難車引取費用	盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③または④に定める費用以外の費用
⑥ 共同海損負担費用	フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

#### (注17) 費用

収入の喪失を含みません。

#### (注18) 自力で走行することができない状態

法令により走行が禁じられる場合を含みます。

#### 第11条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。
- ① 全損の場合は、保険金額
- ② ①以外の場合は、第8条(損害額の決定)②の額から保険証券記載の免責金額(注19)を差し引いた額
- (2) 当会社は、(1)に定める損害保険金のほか、前条の費用を損害保険金として被保険者に支払います。ただし、同条③から⑤までの費用については、それぞれ1回の事故につき、15万円または保険金額の10%のうち、いずれか高い額を限度とします。
- (3) 当会社は、(2)の規定によって支払うべき損害保険金と(1)の損害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2)の損害保険金を支払います。
- (4) 第8条(損害額の決定)の損害額および前条の費用のうち、回収金(注20)がある場合において、回収金(注20)の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。



次の①または②のうち、いずれか高い額

$$\text{回収金(注20)の額} = \text{損害保険金の額}$$

- ① 第8条の損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額  
 ② (1) から (3) までに定める損害保険金の合計額  
 ③ 次の算式によって算出した自己負担額

$$\text{①の額} - \text{②の額} = \text{自己負担額}$$

(5) 1回の事故につき当社が支払う車両全損時臨時費用保険金の額は、保険金額の10%に相当する額とします。ただし、20万円を限度とします。

**(注19) 免責金額**

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に基本条項第26条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または第10条（費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。免責金額は被保険者の自己負担となります。

**(注20) 回収金**

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

**第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）**

協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、第8条（損害額の決定）、前条および第14条（被害物についての当社の権利）（1）の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

**第13条（現物による支払）**

当社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または成品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

**第14条（被害物についての当社の権利）**

- (1) 当社が全損として損害保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った損害保険金の額（注21）が協定保険価額に達しない場合には、当社は、支払った損害保険金の額（注21）の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。  
 (2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当社がその損害に対して損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った損害保険金の額（注21）の損害額（注22）に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。  
 (3) (1) および (2) の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して損害保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

**(注21) 損害保険金の額**

第10条（費用）に定める費用に対する損害保険金は含みません。

**(注22) 損害額**

第10条（費用）に定める費用は含みません。

**第15条（盗難自動車の返還）**

当社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

**別表1 後遺障害等級表**

この表は、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項および人身傷害補償特約に共通のものとして使用します。

なお、無保険車傷害条項に定める後遺障害および人身傷害補償特約に定める損害については、本表に掲げる保険金支払額・保険金支払割合は適用しません。無保険車傷害条項においては同条項第10条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払い、人身傷害補償特約においては同特約第11条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払います。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	自損事故条項 保険金支払額	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円	100%
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円	89%

2. 1. 以外の後遺障害

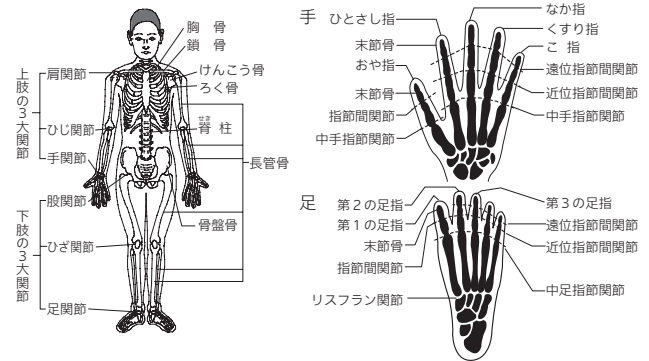
等級	後遺障害	自損事故条項 保険金支払額	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したものの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したものの	1,500万円	100%
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正（きょう）正視力（注1）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正（きょう）正視力（注1）が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円	89%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正（きょう）正視力（注1）が0.06以下になったもの ② 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（注2）	1,110万円	78%
第4級	① 両眼の矯正（きょう）正視力（注1）が0.06以下になったもの ② 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの（注3） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円	69%
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正（きょう）正視力（注1）が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したものの	825万円	59%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 1 下肢の用を全廃したものの</li> <li>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの(注4)</li> </ul>	825万円	59%	第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</li> <li>⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの(注4)</li> </ul>	470万円	34%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.1以下になったものの</li> <li>② 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑤ 脊(せき)柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>⑥ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</li> <li>⑦ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの</li> <li>⑧ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの(注2)</li> </ul>	700万円	50%	第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.6以下になったものの</li> <li>② 1 眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.06以下になったもの</li> <li>③ 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑥ 咀(そ)しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの(注2)</li> <li>⑬ 1 手のおや指を含み2の手指の用を廃したもまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものの(注3)</li> <li>⑭ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4)</li> <li>⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したものの(注5)</li> <li>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	365万円	26%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼が失明し、他眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.6以下になったもの</li> <li>② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑥ 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの(注2)</li> <li>⑦ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの(注3)</li> <li>⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものの(注5)</li> <li>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>⑬ 両側の辜(こう)丸を失ったもの</li> </ul>	585万円	42%	第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.1以下になったもの</li> <li>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 咀(そ)しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</li> <li>④ 14 歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの(注3)</li> <li>⑧ 1 下肢を3センチメートル以上短縮したものの</li> <li>⑨ 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4)</li> <li>⑩ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑪ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	280万円	20%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼が失明し、または1 眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.02以下になったもの</li> <li>② 脊(せき)柱に運動障害を残すもの</li> <li>③ 1 手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの(注2)</li> <li>④ 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したもまたはおや指以外の4の手指の用を廃したものの(注3)</li> <li>⑤ 1 下肢を5センチメートル以上短縮したものの</li> <li>⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</li> </ul>	470万円	34%				

第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>④ 10歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 脊(せき)柱に変形を残すもの</li> <li>⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの(注2)</li> <li>⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5)</li> <li>⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	210万円	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 7歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>⑧ 長管骨に変形を残すもの</li> <li>⑨ 1手のご指を失ったもの(注2)</li> <li>⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの(注3)</li> <li>⑪ 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5)</li> <li>⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>⑭ 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	145万円	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の矯(きょう)正視力(注1)が0.6以下になったもの</li> <li>② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 1眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>⑤ 5歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>⑥ 1手のご指の用を廃したもの(注3)</li> <li>⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4)</li> </ul>	95万円	7%

第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5)</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	95万円	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>② 3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの(注5)</li> <li>⑨ 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>	50万円	4%

- (注1) 視力の測定は、万国式視力表によるものとします。  
(注2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。  
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。  
(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。  
(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。  
(注6) 関節などの説明図



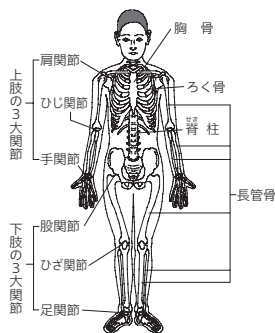
## 別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

この表は、自損事故条項、搭乗者傷害条項、人身傷害補償特約および搭乗者傷害保険「医療保険金・日数払」補償特約に共通のものとして使用します。

1. 長管骨および脊（せき）柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。
3. ろく骨および胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。
4. 上記部位以外の部位。ただし、ギプス等を常時装着した結果、平常の業務に從事することまたは平常の生活に著しい支障が生じた場合に限ります。

(注1) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネをいいます。

(注2) 関節などの説明図



## 別表3 医療保険金 部位・症状別保険金支払額表

部位 症状	部位												
	頭部	除く顔面部	眼および歯牙を	眼	歯牙	頸部	胸部または腹部	背部、腰部または臀部	手指を除く上肢	手指	足指を除く下肢	足指	全身
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋もしくは腱の損傷	5万円	5万円	-	-	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	-
挫創または挫減創	15万円	5万円	-	-	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
筋または腱の断裂	-	-	-	-	-	65万円	65万円	35万円	35万円	40万円	30万円	-	-
骨折または脱臼	65万円	20万円	-	-	40万円	20万円	20万円	20万円	10万円	30万円	15万円	-	-
欠損または切断	-	20万円	-	5万円	-	-	-	100万円	20万円	100万円	30万円	-	-
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	110万円	-	25万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神経(脳および脊髄を除く)の損傷または断裂	-	20万円	60万円	-	40万円	-	40万円	40万円	30万円	40万円	30万円	-	-
脳または脊髄の損傷または断裂(注1)	120万円	-	-	-	120万円	-	120万円	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	60万円	-	-	90万円	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)	-	-	-	-	-	55万円	-	-	-	-	-	-	-
熱傷	5万円	5万円	-	-	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
その他	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	-

(注1) 脳または脊髄の震盪症および意識障害または神経学的異常所見を伴わない脳挫傷を除きます。

(注2) 「挫創または挫減創」および「熱傷」における全身とは、それぞれの症状において以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| (1) 頭部  | (4) 胸部、腹部、背部、腰部および臀部 |
| (2) 顔面部 | (5) 上肢               |
| (3) 頸部  | (6) 下肢               |

別表4 同一の用途車種とみなして被保険自動車の入替ができる用途車種

入替前自動車	入替後自動車
自家用普通乗用車	→ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→ 自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)	→ 特種用途自動車 (キャンピング車)

(注) 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

## 第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
  - ② 自動車取扱業者（注2）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対事故および対物事故
- （注2）自動車取扱業者  
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

## ② 運転者家族限定特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者（注1） ② 記名被保険者またはその配偶者（注1）の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子 （注1）配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 （注2）未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種（注1）が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその家族に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車

## （注1）用途車種

登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

## 第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者が被保険自動車運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者（注2）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対事故および対物事故

## （注2）自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

## ③ 運転者の年齢条件に関する特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

## 【運転者の範囲に関する特約】

- ① 運転者本人・配偶者限定特約…………… 37
- ② 運転者家族限定特約…………… 37
- ③ 運転者の年齢条件に関する特約…………… 37
- ④ 家族運転者の変更手続き漏れに関する特約…………… 38

## 【補償に関する特約】

- ⑤ 人身傷害補償特約…………… 39
- ⑥ 人身傷害補償の被保険自動車搭乗中のみ補償特約…………… 48
- ⑦ 対物超過修理費用補償特約…………… 48
- ⑧ 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約  
（相手自動車確認条件付）…………… 49
- ⑨ 車両危険限定補償特約（A）…………… 49
- ⑩ 車両保険の免責金額に関する特約  
（車対車免ゼロ特約）…………… 49
- ⑪ 個人賠償責任特約…………… 50
- ⑫ 身の回り品補償特約…………… 52
- ⑬ 代車費用補償特約…………… 55
- ⑭ 弁護士費用等補償特約…………… 56
- ⑮ ファミリーバイク特約…………… 58
- ⑯ 他車運転危険補償特約…………… 59
- ⑰ 新規取得自動車の入替における自動補償特約…………… 60

## 【保険料のお支払い・ご契約手続きに関する特約】

- ⑱ クレジットカードによる保険料支払に関する特約…………… 60
- ⑲ 変更に伴う少額の追加保険料に関する特約…………… 61
- ⑳ 継続契約の取扱いに関する特約…………… 61
- ㉑ 保険証券の発行に関する特約…………… 62

■特約本文中の下線のある用語については、各特約の第1条（用語の定義）をご参照ください。

## ① 運転者本人・配偶者限定特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種（注1）が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその配偶者に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車

## （注1）用途車種

登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

用語	定義
運転者	被保険自動車を運転する者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種（注1）が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、運転者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車

### （注1）用途車種

登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

## 第3条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、次のいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者（注2）
- ② 記名被保険者（注2）の配偶者（注3）
- ③ 記名被保険者（注2）またはその配偶者（注3）の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注4）に従事中の使用人

### （注2）記名被保険者

保険証券記載の被保険者をいいます。

### （注3）配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

### （注4）業務

家事を除きます。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ④ 家族運転者の変更手続き漏れに関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者限定の変更	運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約に関する変更をいいます。
運転者年齢条件の変更	運転者の年齢条件に関する特約に関する変更をいいます。
家族運転者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
公的資料等	国もしくは地方公共団体が発行する証明書またはこれに類する資料をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	この保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（注）のみをいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約、運転者家族限定特約または運転者の年齢条件に関する特約が適用されている場合に適用されます。

## 第3条（家族運転者の変更に関する特別）

- （1）当社は、この特約により、家族運転者に該当しなくなった者（注1）が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、次の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、事故の発生の時に被保険自動車を運転していた者が家族運転者に該当しなくなった者（注1）である事実を確認できる公的資料等の提出があり、かつ、保険契約者が、運転者限定の変更を電話、書面または情報処理機器等の通信手段をもって当会社に直接通知し、承認の請求を行った場合であって、当社がこれを承認したときに限りです。

① この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合は、運転者本人・配偶者限定特約第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定

② この保険契約に運転者家族限定特約が付帯されている場合は、運転者家族限定特約第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定

- （2）当社は、この特約により、新たに家族運転者になった者（注2）が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、次の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、事故の発生の時に被保険自動車を運転していた者が新たに家族運転者になった者（注2）である事実を確認できる公的資料等の提出があり、かつ、保険契約者が、運転者限定の変更または運転者年齢条件の変更を電話、書面または情報処理機器等の通信手段をもって当会社に直接通知し、承認の請求を行った場合であって、当社がこれを承認したときに限りです。

① 新たに家族運転者になった者（注2）が記名被保険者の配偶者以外の者である場合は、運転者本人・配偶者限定特約第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定

② 新たに家族運転者になった者（注2）が申込日（注3）に定めた年齢条件（注4）に該当しない者である場合は、運転者の年齢条件に関する特約第3条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定

- （3）申込日（注3）以降に、（1）または（2）に規定する家族運転者の変更に関して、保険契約者から運転者限定の変更または運転者年齢条件の変更を行わない旨の意思表示があった場合は、当社は、次の規定を適用しません。

① （1）に規定する家族運転者の変更の場合は、（1）の規定

② （2）に規定する家族運転者の変更の場合は、（2）の規定

- （4）（1）および（2）の場合において、他の保険契約等（注5）がある場合には、当社は、（1）および（2）の規定を適用しません。

### （注1）家族運転者に該当しなくなった者

申込日（注3）時点で家族運転者（注6）に該当した者で、かつ、申込日（注3）以降に家族運転者（注6）に該当しなくなった者をいいます。

### （注2）新たに家族運転者になった者

次のいずれかに該当する者をいいます。

① この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合において、申込日（注3）時点で記名被保険者の配偶者に該当しなかった者で、かつ、申込日（注3）以降に新たに記名被保険者の配偶者に該当することとなった者

② この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合において、申込日（注3）時点で家族運転者に該当しなかった者で、かつ、申込日（注3）以降に新たに次のいずれかに該当することとなった者  
ア. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族  
イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されていない場合において、申込日（注3）時点で次のいずれにも該当しなかった者で、かつ、申込日（注3）以降に新たに次のいずれかに該当することとなった者  
ア. 記名被保険者の配偶者  
イ. 記名被保険者の同居の親族  
ウ. 記名被保険者の配偶者の同居の親族

④ 申込日（注3）以降に被保険自動車を運転することができる運転免許を取得（注7）した家族運転者

### （注3）申込日

当社が、この保険契約の申込みを受領した日をいいます。ただし、この特約を適用する前に、保険契約者からの申し出により、運転者限定の変更、運転者年齢条件の変更または記名被保険者の変更について承認の請求が行われていた場合は、当社が、その変更について承認の請求を受領した日（注8）とします。

### （注4）年齢条件

保険証券記載の運転者の年齢条件をいいます。

### （注5）他の保険契約等

この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険および責任共済を除きます。

#### (注6) 家族運転者

この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が付帯されている場合は、記名被保険者の配偶者とします。

#### (注7) 取得

初めて取得する場合に限りです。

#### (注8) その変更について承認の請求を受領した日

該当する承認の請求が複数ある場合は、そのうち最も遅い日とします。

#### 第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社は、前条(1)または(2)の規定を適用する場合には、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき次の期間に対して月割(注9)をもって計算した保険料を請求します。

① 前条(1)または(2)の公的資料等により、家族運転者の変更日(注10)が特定できる場合は、家族運転者の変更日(注10)から保険期間(注11)の末日までの期間

② ①以外の場合は、保険期間(注11)の初日から保険期間(注11)の末日までの期間。ただし、この特約を適用する前に、保険契約者からの申し出により、運転者限定の変更、運転者年齢条件の変更または記名被保険者の変更が保険期間(注11)の途中で行われていた場合は、その変更にかかわる契約内容変更確認書記載の変更日(注12)から保険期間(注11)の末日までの期間とします。

(2) (1)の規定により当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定があるときを除き、当社がその追加保険料を請求した日からその日を含めて14日以内に、その追加保険料を払い込まなければなりません。

(3) (1)の規定により当社が追加保険料を請求した場合において、当社の請求に対して、保険契約者が(2)に定める追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、前条(1)および同条(2)の規定は適用しません。

#### (注9) 月割

1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

#### (注10) 家族運転者の変更日

家族運転者の被保険自動車運転することができる運転免許の取得(注7)、同居、別居等に伴い、被保険自動車運転する者の範囲が変更された日をいいます。

#### (注11) 保険期間

保険証券記載の保険期間をいいます。

#### (注12) その変更にかかわる契約内容変更確認書記載の変更日

該当する変更が複数ある場合は、そのうち最も遅い日とします。

#### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ⑤ 人身傷害補償特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
酒気を帯びた状態	道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。

人身傷害事故	日本国内(注1)において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害(注2)を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 自動車運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注3)に搭乗中である場合に限りです。 (注1) 日本国内 日本国外における日本船舶内を含みます。 (注2) 傷害 ガスマス毒を含み、次のものを含みません。 ① 日射、熱射または精神的衝動による障害 ② 被保険者が症状を訴えている場合であつてもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (注3) その装置のある室内 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
損害額	当社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療とします。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
別表1	普通保険約款別表1をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の損害の額は、第9条(損害額の決定)に定める損害額とします。

(3) 当社は、(1)に定める保険金のほか、被保険者が次のいずれかに該当する場合は、この特約に従い、人身傷害臨時費用保険金を支払います。

① 人身傷害事故の直接の結果として死亡した場合

② 人身傷害事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院した場合

#### 第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害



- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間、酒気帯びた状態で自動車を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた損害
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注1)による損害に対しては、保険金を支払いません。

**(注1) 創傷感染症**

丹毒(たんどく)、淋巴腺炎(りんばせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等をいいます。

**第5条(保険金を支払わない場合—その2)**

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故
- ⑥ 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- ⑦ 被保険自動車に危険物(注7)を業務(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注7)を業務(注8)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

**(注2) 暴動**

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

**(注3) 核燃料物質**

使用済燃料を含みます。

**(注4) 核燃料物質によって汚染された物**

原子核分裂生成物を含みます。

**(注5) 競技、曲技**

競技または曲技のための練習を含みます。

**(注6) 使用**

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

**(注7) 危険物**

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

**(注8) 業務**

家事を除きます。

**第6条(保険金を支払わない場合—その3)**

- (1) 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務(注8)のために、その使用者の所有(注9)する被保険自動車以外の自動車を運転している間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する者が所有(注9)または常時使用する被保険自動車以外の自動車を搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (3) 当会社は、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有(注9)または常時使用する被保険自動車以外の自動車をその別居の未婚の子が運転している間であって、被保険者がその自動車を搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が、用途車種(注10)が次のいずれにも該当しない被保険自動車以外の自動車を運転している間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用軽四輪貨物車
- ⑤ 自家用小型貨物車
- ⑥ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)

- ⑦ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)(注11)
- (5) 当会社は、被保険者が自動車取扱業者であって、自動車を業務として受託している場合に、その自動車によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

**(注9) 所有**

所有権留保条項付売買契約(注12)による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

**(注10) 用途車種**

登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

**(注11) 特種用途自動車(キャンピング車)**

自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

**(注12) 所有権留保条項付売買契約**

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

**第7条(被保険者の範囲)**

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で自動車を搭乗中の者は被保険者を含みません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までの者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注13)に搭乗中の者

(2) (1)の規定に加え、次のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害(注14)を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者を含みません。

- ① 被保険自動車の保有者(注15)
- ② 被保険自動車の運転者(注16)

**(注13) その装置のある室内**

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

**(注14) 傷害**

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

**(注15) 保有者**

自動車損害賠償保障法第2条(定義)第3項に定める保有者をいいます。

**(注16) 運転者**

自動車損害賠償保障法第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。

**第8条(個別適用)**

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

**第9条(損害額の決定)**

(1) 損害額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害補償特約損害額算定基準によって算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務がある場合は、次の区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害補償特約損害額算定基準によって算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額(注17)のうちいずれか高い金額の合計額とします。

- ① 傷害  
生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、治療を要した場合
- ② 後遺障害  
別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合。ただし、その後遺障害の原因となった人身傷害事故の直接の結果として被保険者が死亡した場合を除きます。
- ③ 死亡  
死亡した場合
- (2) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ① 別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- ② ①以外の場合で、別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後

遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が人身傷害事故により、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\boxed{\text{別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額}} = \text{損害額}$$

- (5) 賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において(1)から(4)までの規定により決定される損害額を超える損害の額(注18)が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害の額(注18)をこの特約における損害額とみなします。ただし、その損害の額(注18)が社会通念上妥当であると認められる場合に限り、(注17) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

#### (注18) 損害の額

訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、それらの額の合計額を差し引いた額とします。

### 第10条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注19)は、これを損害の一部とみなします。

① 普通保険約款基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 普通保険約款基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

#### (注19) 費用

収入の喪失を含みません。

### 第11条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の人身傷害事故につき当社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出した額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険金額(注20)を限度とします。ただし、第9条(損害額の決定)(1)②に該当する場合において、別表1の1もしくは別表1の2の第1級もしくは第2級(注21)または別表1の2の第3級③もしくは第3級④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められるときは、保険金額(注20)の2倍の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第9条(損害額の決定)の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から⑥までの合計額}} = \text{保険金の額}$$

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④ 労働者災害補償制度(注22)によって既に給付が決定したまたは支払われた金額(注23)

⑤ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した額

⑥ ①から⑤までのほか、第3条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあれば、その取得した給付の額またはその評価額(注24)

- (2) (1)の規定にかかわらず、第9条(損害額の決定)(5)の規定を適用する場合は、1回の人身傷害事故につき当社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の金額のうちいずれか低い金額を限度とします。

① (1)に定める限度額

② 第9条(1)から(4)までの規定により決定される損害額および前条の費用の合計額

- (3) 当社は、第3条(保険金を支払う場合)(3)の人身傷害臨時費用保険金として、1回の人身傷害事故につき、被保険者1名ごとに、次の額を支払います。

① 第3条(3)①に該当する場合は、15万円

② 第3条(3)②に該当する場合は、3万円

#### (注20) 保険金額

保険証券記載の保険金額をいいます。

#### (注21) 第1級もしくは第2級

第9条(損害額の決定)(2)または同条(3)の規定により第1級または第2級とされる場合を含みます。

#### (注22) 労働者災害補償制度

次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)

③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)

④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)

⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

#### (注23) 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた金額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

#### (注24) 取得した給付の額またはその評価額

自損事故保険の賠償金を含み、保険金給付が定額であるその他の傷害保険の保険金を除きます。

### 第12条(他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が人身傷害事故の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または人身傷害事故の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注14)もしくは疾病の影響により人身傷害事故の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、人身傷害事故の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

### 第13条(保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条(保険金を支払う場合)

(1)の損害を被った場合において、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

ア. 賠償義務者

イ. 自賠責保険等の保険者または共済者

ウ. 対人賠償保険等の保険者または共済者

エ. 賠償義務者以外の第三者

(2) 被保険者が被保険自動車以外の自動車に搭乗中に人身傷害事故が生じた場合には、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。

(3) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 保険契約者または被保険者は、普通保険約款基本条項第22条(事故発生時の義務)によるほか、人身傷害事故の傷害の治療を受けるに際しては、公的制度的利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当社は、保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 当社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合において、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

### 第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等(注25)がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注25)により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、これらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 第3条(保険金を支払う場合)(1)の保険金に関しては、損害の額

② 第3条(3)の人身傷害臨時費用保険金に関しては、それぞれ別の保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

(3) (2)①の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額(注26)が異なる場合はそのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### (注25) 他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### （注26）損害の額

この保険契約における損害の額は、第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第10条（費用）の費用の合計額とします。

#### 第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行わせることができるものとします。

- ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
- ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- ③ 被保険者が傷害（注14）を被った場合には、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時

#### 第16条（保険金請求の手續）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

#### 第17条（時効）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第18条（代位）

（1）損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注27）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額のうちのいずれか少ない額を限度とします。

- ① その損害に対して当会社が支払った保険金の額
- ② 次の額
  - ア. 当会社が損害の額（注28）の全額を保険金として支払った場合  
損害が生じたことにより保険金請求権者が取得した債権の全額
  - イ. ア以外の場合  
損害が生じたことにより保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額（注28）を差し引いた額

（2）（1）の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権があるときは、その債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）当会社は、正当な権利により被保険自動車を運行していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を運行していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を運行していた者が法令に定められた運転資格を持たない被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を運行していた者が酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ④ 正当な権利により被保険自動車を運行していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を利用または管理している間に生じた損害

#### （注27）損害賠償請求権その他の債権

次の請求権を含みます。

- ① 自賠償保険等に対する請求権
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業に対する請求権
- ③ 自損事故保険の保険金請求権
- ④ ①から③までのほか、当会社が保険金を支払った損害について、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権

#### （注28）損害の額

第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第10条（費用）の費用の合計額をいいます。

#### 第19条（無保険車傷害条項の適用に関する特則）

（1）この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項は、それぞれの被保険者につき、同条項第1条（用語の定義）に規定する無保険車事故が発生した場合であって、次のいずれかのときに限り適用されます。

- ① この特約による保険金が支払われない場合
- ② この特約により支払われるべき保険金の額が、普通保険約款無保険車傷害条項により支払われるべき保険金の額および自賠償保険等によって支払われる金額（注17）の合計額を下回る場合

（2）（1）の規定により、普通保険約款無保険車傷害条項が適用される場合は、当会社は、その被保険者については、この特約による保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額を普通保険約款無保険車傷害条項により支払われる保険金から差し引きます。

#### 第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義） 他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または車両条項	この特約
第1条 保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条（重大事由による解除）（5）②	無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約
（注28）被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約
（注29）被保険者	無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約
（注30）被保険者に生じた損害	無保険車傷害条項	この特約
（注34）損害	無保険車傷害条項	この特約
第27条（保険金の支払時期）（1）⑤	被保険者	保険金請求権者
第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	無保険車傷害、自損傷害または搭乗者傷害	この特約

## <別紙> 人身傷害補償特約損害額算定基準

### 第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の判定）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との決定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注1）同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### 1. 積極損害

##### （1）治療関係費

治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- ① 応急手当費
- ② 診察料
- ③ 入院料
- ④ 投薬料、手術料、処置料等
- ⑤ 通院費、転院費、入退院費  
通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
- ⑥ 看護料  
看護料は、原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、次のとおりとします。  
ア. 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合  
有料職業紹介所の料金（注2）とします。  
イ. 近親者等が看護した場合  
（ア）入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。  
（イ）12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護に替えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。
- ⑦ 入院中の諸雑費  
療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により撰

取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

⑧ 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。

⑨ 柔道整復等の費用

⑩ 義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖その他の身体の機能を補完するための用具の実費とします。

⑪ 診断書等の費用

(2) その他の費用

(1) 以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注2) 有料職業紹介所の料金

食費を含みます。

2. 休業損害

受傷により収入(注3)が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、次の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者の場合

次の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実際に休業した日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実際に治療を受けた日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

① 給与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額(注4)により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。

イ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して実際に支給された金額を差し引きます。

ウ. 賞与等について、実際に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

エ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者

( 過去1か年間の収入額 - 必要経費 ) × 寄与率

× 休業損害の対象となる日数

365日

ア. 過去1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与の年相当額を上限として決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

過去1か年間の収入額(注5) - 必要経費

× 休業損害の対象となる日数

365日

ア. 自由業者とは、報酬、料金はまたは謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外資員、著述業その他これに準ずる職種の方をいいます。

イ. 過去1か年間の収入額、必要経費および代替労力については「② 商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者」に準じます。

④ アルバイトまたはパートタイマー

「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

(2) 家事従事者の場合

実際に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実際に治療を受けた日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者等、実際に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(注3) 収入

被保険者本人の労働の対価として得ているものとします。

(注4) 月例給与の合計額

本給および付加給とします。

(注5) 過去1か年間の収入額

固定給を除きます。

3. 精神的損害

対象日数1日につき、通院は4,200円、入院は8,400円とします。

対象日数は、次の(1)の各期間区分ごとの総日数の範囲内で、通院は実際に通院して治療を受けた日数(注6)の2倍を、入院は実際に入院した日数を、それぞれ上限として決定します。なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示(注7)によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものと同みなします。

ただし、次の(1)の各期間区分ごとの対象日数に次の(1)の割合を乗じて計算します。

また、妊婦が胎児を死産または流産(注8)した場合は、次の(2)の金額を加算します。

(1) 対象日数の期間区分とその割合

期間区分	割合
事故の発生の日からその日を含めて90日以内の期間	100%
事故の発生の日からその日を含めて90日超180日以内の期間	75%
事故の発生の日からその日を含めて180日超270日以内の期間	45%
事故の発生の日からその日を含めて270日超390日以内の期間	25%
事故の発生の日からその日を含めて390日超の期間	15%

(2) 妊婦が胎児を死産または流産(注8)した場合の加算額

死産または流産(注8)した時点における妊娠期間	加算額
妊娠3か月(12週)以内	30万円
妊娠4か月(13週)以上6か月(24週)以内	50万円
妊娠7か月(25週)以上	80万円

(注6) 実際に通院して治療を受けた日数

医師による往診日数を含みます。

(注7) 医師の指示

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示とします。

(注8) 流産

人工流産を含みます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表1によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、次の(1)から(3)までに従い次の算式により計算します。

なお、収入額とは現実収入額、年齢別平均給与の年相当額、全年齢平均給与の年相当額または18歳平均給与の年相当額のうちいずれかをいい、次の(1)①から④までのとおり、被保険者区分に従い決定します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者  
次のうち、いずれか高い額とします。

ア.  $\text{現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$

イ.  $\text{年齢別平均給与の年相当額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがあるときは、年齢別平均給与の年相当額に替えて全年齢平均給与の年相当額とします。

- ② 家事従事者または18歳以上の学生

$$\text{年齢別平均給与の年相当額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがあるときは、年齢別平均給与の年相当額に替えて全年齢平均給与の年相当額とします。

- ③ 幼児または18歳未満の学生

$$\text{18歳平均給与の年相当額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、18歳平均給与の年相当額に替えて全年齢平均給与の年相当額とします。

- ④ ①から③まで以外の働く意思と能力を有している無職者  
次のうち、いずれか高い額とします。

ア.  $\text{18歳平均給与の年相当額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$

イ.  $\text{年齢別平均給与の年相当額の50\%} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$

(2) 支払方法

原則として次の①によります。ただし、別表1の1の第1級に該当する後遺障害の場合で、被保険者が定期金による支払を希望するときは、次の②によります。

- ① 一時金による支払  
(1)の計算方法により算出した額を、一時金として支払います。

- ② 定期金による支払  
後遺障害の症状固定日の翌日から起算して6か月毎に、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間支払います。

ただし、定期金の支払開始後に後遺障害者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式によって算出した額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日時点での(1)①から④までの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状固定日時点での状況等により決定します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失期間から症状固定日以降生存していた期間を控除した期間に対応したライブニッツ係数}$$

(3) 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数

- (1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、次のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のうちいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与の年相当額等を基礎として決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがない限り、被保険者の症状固定時の年齢によります。

② 労働能力喪失率

労働能力に影響を与える障害の部位および程度ならびに被保険者の年齢、職業、実際の減収額および将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等に鑑み決定します。ただし、付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率の範囲内とします。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位および程度ならびに被保険者の年齢、職業および実際の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等に鑑み決定します。ただし、付表5に定める就労可能年数の範囲内とします。

④ ライブニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

2. 精神的損害

別表1に定める後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

- ① 別表1の1に該当する場合

第1級	1,600万円
第2級	1,200万円

ただし、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は、第1級1,800万円、第2級1,500万円とします。

- ② 別表1の2に該当する場合

第1級	1,400万円	第6級	600万円	第11級	150万円
第2級	1,200万円	第7級	500万円	第12級	100万円
第3級	1,000万円	第8級	400万円	第13級	70万円
第4級	900万円	第9級	300万円	第14級	40万円
第5級	700万円	第10級	200万円		

ただし、第1級、第2級または第3級に該当する方で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は、第1級1,800万円、第2級1,500万円、第3級1,300万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、次の(1)から(3)までに従い計算します。

(1) 介護料

- ① 別表1の1の第1級に該当する後遺障害の場合

1か月につき15万円とします。

- ② 別表1の1の第2級、別表1の2の第1級もしくは第2級または別表1の2の第3級③もしくは第3級④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

1か月につき7万5,000円とします。

(2) 支払方法

原則として次の①によります。ただし、1(2)②の規定に従い逸失利益を定期金として支払う場合には、次の②によります。

- ① 一時金による支払  
介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

- ② 定期金による支払  
後遺障害の症状固定日の翌日から起算して6か月毎に、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

(3) 介護期間およびライブニッツ係数

- ① 介護期間  
障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表4に定める平均余命の範囲内で決定します。

- ② ライブニッツ係数  
介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は付表3によります。

4. その他の損害

1から3まで以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、死亡の原因となった事故によって被った後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、次の(1)から(3)までに従い次の算式により計算します。

なお、収入額とは現実収入額、年齢別平均給与額の年相当額、全年齢平均給与額の年相当額または18歳平均給与額の年相当額のいずれかをいい、次の(1)①から④までのとおり、被保険者区分に従い決定します。

$$\left( \text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者  
次のうち、いずれか高い額とします。

ア.  $\left( \text{現実収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$

イ.  $\left( \text{年齢別平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

- ② 家事従事者または18歳以上の学生

$$\left( \text{年齢別平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

- ③ 幼児または18歳未満の学生

$$\left( \text{全年齢平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$$

- ④ ①から③まで以外の働く意思と能力を有している無職者  
次のうち、いずれか高い額とします。

ア.  $\left( \text{18歳平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$

イ.  $\left( \text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライヴニッツ係数}$

(2) 年金等の受給者

被保険者が年金等の受給者(注9)である場合には、(1)の額に加えて、次の算式によって算出した額を加えるものとします。

$$\left( \text{年金等の額} - \text{生活費} \right) \times \left( \text{死亡時の年齢における平均余命年数に対応するライヴニッツ係数} - \text{死亡時の年齢における就労可能年数に対応するライヴニッツ係数} \right)$$

(3) 収入額、生活費、就労可能年数およびライヴニッツ係数

(1) および(2)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライヴニッツ係数は、次のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。

なお、給与と所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額の年相当額等を基礎として決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によりします。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に下表の割合を乗じて計算します。なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた方をいいます。

被扶養者の人数	割合
被扶養者なし	50%
1人	40%

2人	35%
3人以上	30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は、付表5によりします。

④ ライヴニッツ係数

就労可能年数に対応するライヴニッツ係数は、付表5により、また、平均余命年数に対応するライヴニッツ係数は、付表3および付表4によりします。なお、平均余命年数は、小数点以下を切り捨てるものとします。

(注9) 年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下表の金額を基準とします。

被保険者区分	金額
①被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
②被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
③被保険者が①および②以外である場合	1,700万円

4. その他の損害

1から3まで以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68~	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

	男 子	女 子
全年齢平均給与額	415,400円	275,100円

付表2 労働能力喪失率表

1. 別表1の1に該当する場合

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100

2. 別表1の2に該当する場合

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100	第8級	45 / 100
第2級	100 / 100	第9級	35 / 100
第3級	100 / 100	第10級	27 / 100
第4級	92 / 100	第11級	20 / 100
第5級	79 / 100	第12級	14 / 100
第6級	67 / 100	第13級	9 / 100
第7級	56 / 100	第14級	5 / 100

付表3 ライブニッツ係数表

期 間	ライブニッツ係数	期 間	ライブニッツ係数	期 間	ライブニッツ係数
年		年		年	
1	0.9523	24	13.7986	47	17.9810
2	1.8594	25	14.0939	48	18.0771
3	2.7232	26	14.3751	49	18.1687
4	3.5459	27	14.6430	50	18.2559
5	4.3294	28	14.8981	51	18.3389
6	5.0756	29	15.1410	52	18.4180
7	5.7863	30	15.3724	53	18.4934
8	6.4632	31	15.5928	54	18.5651
9	7.1078	32	15.8026	55	18.6334
10	7.7217	33	16.0025	56	18.6985
11	8.3064	34	16.1929	57	18.7605
12	8.8632	35	16.3741	58	18.8195
13	9.3935	36	16.5468	59	18.8757
14	9.8986	37	16.7112	60	18.9292
15	10.3796	38	16.8678	61	18.9802
16	10.8377	39	17.0170	62	19.0288
17	11.2740	40	17.1590	63	19.0750
18	11.6895	41	17.2943	64	19.1191
19	12.0853	42	17.4232	65	19.1610
20	12.4622	43	17.5459	66	19.2010
21	12.8211	44	17.6627	67	19.2390
22	13.1630	45	17.7740		
23	13.4885	46	17.8800		

(注) 幼児または18歳未満の学生もしくは働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合  
 $12.4622$  (20年の係数) -  $6.4632$  (8年の係数) =  $5.999$

付表4 第20回生命表による平均余命

(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	-	-	-					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68.93年  
 2. 40歳女性の平均余命年数は、46.38年

付表5 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または働く 意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.5495	67	19.2390
1	49	7.9270	66	19.2010
2	49	8.3233	65	19.1610
3	49	8.7395	64	19.1191
4	49	9.1764	63	19.0750
5	49	9.6353	62	19.0288
6	49	10.1170	61	18.9802
7	49	10.6228	60	18.9292
8	49	11.1540	59	18.8757
9	49	11.7117	58	18.8195
10	49	12.2973	57	18.7605
11	49	12.9122	56	18.6985
12	49	13.5578	55	18.6334
13	49	14.2357	54	18.5651
14	49	14.9475	53	18.4934
15	49	15.6948	52	18.4180
16	49	16.4795	51	18.3389
17	49	17.3036	50	18.2559

(注) 幼児または18歳未満の学生もしくは働く意思と能力を有している無職者（有職者、家事従事者および学生以外）における就労可能年数およびライブニッツ係数は、次の（例）に準じて算出しています。

(例) 3歳の幼児の場合

- ① 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.1191
- ② 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.3796
- ③ 就労可能年数49年（64年－15年）
- ④ 適用する係数 8.7395（19.1191－10.3796）

2. 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.1687	58	12	8.8632
19	48	18.0771	59	12	8.8632
20	47	17.9810	60	12	8.8632
21	46	17.8800	61	11	8.3064
22	45	17.7740	62	11	8.3064
23	44	17.6627	63	10	7.7217
24	43	17.5459	64	10	7.7217
25	42	17.4232	65	10	7.7217
26	41	17.2943	66	9	7.1078
27	40	17.1590	67	9	7.1078
28	39	17.0170	68	8	6.4632
29	38	16.8678	69	8	6.4632
30	37	16.7112	70	8	6.4632
31	36	16.5468	71	7	5.7863
32	35	16.3741	72	7	5.7863
33	34	16.1929	73	7	5.7863
34	33	16.0025	74	7	5.7863
35	32	15.8026	75	6	5.0756
36	31	15.5928	76	6	5.0756
37	30	15.3724	77	6	5.0756
38	29	15.1410	78	5	4.3294
39	28	14.8981	79	5	4.3294
40	27	14.6430	80	5	4.3294
41	26	14.3751	81	5	4.3294
42	25	14.0939	82	4	3.5459
43	24	13.7986	83	4	3.5459
44	23	13.4885	84	4	3.5459
45	22	13.1630	85	4	3.5459
46	21	12.8211	86	3	2.7232
47	20	12.4622	87	3	2.7232
48	19	12.0853	88	3	2.7232
49	18	11.6895	89	3	2.7232
50	17	11.2740	90	3	2.7232
51	16	10.8377	91	3	2.7232
52	15	10.3796	92	2	1.8594
53	14	9.8986	93	2	1.8594
54	14	9.8986	94	2	1.8594
55	14	9.8986	95	2	1.8594
56	13	9.3935	96	2	1.8594
57	13	9.3935	97	2	1.8594
			98	2	1.8594
			99	2	1.8594
			100~	1	0.9523



## ⑥ 人身傷害補償の被保険自動車搭乗中のみ補償特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

### 第2条（人身傷害補償特約の被保険者の範囲）

この特約により、人身傷害補償特約の被保険者は、同特約第7条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者としてします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車（注1）に搭乗中の者は被保険者に含まれません。

- ① 被保険自動車（注1）の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
- ② 次のいずれかに該当する者。ただし、これらの者が被保険自動車（注1）の運行に起因する事故により身体に傷害（注3）を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りません。
  - ア. 被保険自動車（注1）の保有者（注4）
  - イ. 被保険自動車（注1）の運転者（注5）

#### （注1）被保険自動車

保険証券記載の自動車（注6）をいいます。

#### （注2）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

#### （注3）傷害

ガス中毒を含み、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注7）のないもの

#### （注4）保有者

自動車損害賠償保障法第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。

#### （注5）運転者

自動車損害賠償保障法第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

#### （注6）自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。

#### （注7）医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## ⑦ 対物超過修理費用補償特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種（注1）、車名、型式、仕様および初度登録年月（注2）で同じ損耗度の自動車（注3）の市場販売価格相当額をいいます。 （注1）用途車種 登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。 （注2）初度登録年月 相手自動車の用途車種（注1）が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。 （注3）自動車 道路運送車両法第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

対物事故	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の条件をいずれも満たす場合に、この特約の規定に従い、被保険者に対物超過修理費用保険金を支払います。

- ① 対物事故により普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算—対物賠償）の保険金が支払われること。
- ② 相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合であって、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内（注1）に、相手自動車の損傷が修理されたこと。

#### （注1）6か月以内

正当な理由により6か月を超えた場合を含みます。

### 第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）に規定する被保険者としてします。

（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の対物事故につき当会社の支払う対物超過修理費用保険金の額は、相手自動車1台につき、被保険者が負担する対物超過修理費用の額とします。ただし、次の算式によって算出した額または50万円のうちのいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}} = \text{限度額}$$

（2）（1）の場合において、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等（注2）によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が次の②の額を超えるときは、当会社は、（1）に定める保険金の額から次の③の超過額を差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既にその超過額について対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等（注2）によって相手自動車の修理費に対して支払われる保険金または共済金の額。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものととして算出された保険金または共済金の額とします。
- ② 相手自動車の価額
- ③ 次の算式によって算出した超過額

$$\boxed{\text{①の額}} - \boxed{\text{②の額}} = \text{超過額}$$

#### （注2）相手自動車の車両保険等

相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等（注3）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき対物超過修理費用保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等（注3）により優先して対物超過修理費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に対物超過修理費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき対物超過修理費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ対物超過修理費用保険金を支払います。
- （注3）他の保険契約等  
第3条（保険金を支払う場合）と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 対物超過修理費用保険金の請求は、保険証券記載の被保険者を經由して行うものとします。

#### 第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条 (用語の定義) 保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条 (重大事由による解除) (4) ②	車両条項	この特約
(注28) 被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約

### ⑧ 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車(注)をいいます。 (注) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車(注1)が所有権留保条項付売買契約(注2)により売買されている場合は、その買主 ② 自動車(注1)が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車(注1)を所有する者 (注1) 自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車(注1)を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車(注1)の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車(注1)の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車(注)をいいます。 (注) 自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款基本条項および車両条項(注1)に従い、保険金を支払います。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注2)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および

氏名もしくは名称が確認された場合に限り、

#### (注1) 普通保険約款基本条項および車両条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

#### (注2) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約においては、普通保険約款基本条項および車両条項(注1)の規定による場合のほか、被保険自動車に盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条 (費用)

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第10条(費用)の規定にかかわらず、同条⑤および⑥に規定する費用は、同条第11条(支払保険金の計算)の費用に含めません。

#### 第5条 (保険金の請求—交通事故証明書を出せない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第25条(保険金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真(注3)を当会社に提出しなければなりません。

- 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印もしくは署名のあるもの
- 被保険自動車の損傷部位の写真(注3)
- 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真(注3)または資料

#### (注3) 写真

画像データを含みます。

#### 第6条 (車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合の特則)

この保険契約に車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

### ⑨ 車両危険限定補償特約(A)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険自動車(注1)に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款基本条項および車両条項(注2)に従い、保険金を支払います。

- 被保険自動車(注1)に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車(注1)が被爆した場合の損害
- 盗難によって生じた損害
- 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- 落書、いたずら等の被保険自動車(注1)に対する直接の人為的行為によって生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する損害を除きます。  
ア. 被保険自動車(注1)の運行に起因して生じた損害  
イ. 被保険自動車(注1)と他の自動車(注3)との衝突または接触によって生じた損害  
ウ. 普通保険約款車両条項の被保険者の行為によって生じた損害  
エ. 被保険自動車(注1)を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
- 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ①から⑥までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車(注1)と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車(注1)の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

#### (注1) 被保険自動車

保険証券記載の自動車(注4)をいいます。

#### (注2) 普通保険約款基本条項および車両条項

被保険自動車(注1)について適用される他の特約を含みます。

#### (注3) 自動車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。

#### (注4) 自動車

道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。

### ⑩ 車両保険の免責金額に関する特約 (車対車免ゼロ特約)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車(注)をいいます。 (注)自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車(注1)が所有権留保条項付売買契約(注2)により売買されている場合は、その買主 ② 自動車(注1)が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車(注1)を所有する者(注1)自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。 (注2)所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車(注1)を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車(注1)の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車(注1)の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車(注)をいいます。 (注)自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

## 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第3条(車両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用)

被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)(1)②の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注1)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限り適用されます。

### (注1)登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

## 第4条(保険金の請求—交通事故証明書を出せない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第25条(保険金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を出せない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真(注2)を当会社に提出しなければなりません。

- 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印もしくは署名のあるもの
  - 被保険自動車の損傷部位の写真(注2)
  - 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真(注2)または資料
- (注2)写真  
画像データを含みます。

## ⑤ 個人賠償責任特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。

事故	日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注)日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内(注)の不動産および不動産を含みます。 (注)住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害(注)および死亡を含みます。 (注)後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

## 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

## 第4条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- 環境汚染(注5)に起因する事故
- ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2)当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事して被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産(注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶および車両(注7)または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3)当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

### (注1)保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

### (注2)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### (注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染

流出、いっしょもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注7) 船舶および車両

次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内(注8)におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内

囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

第5条(被保険者)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者(注9)
- ② 記名被保険者(注9)の配偶者(注10)
- ③ 記名被保険者(注9)またはその配偶者(注10)の同居の親族
- ④ 記名被保険者(注9)またはその配偶者(注10)の別居の未婚(注11)の子
- ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者(注9)の親族者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者(注9)が未成年の場合であって、記名被保険者(注9)に関する事故に限りします。

(2) (1)の記名被保険者(注9)と記名被保険者(注9)以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故の発生の際におけるものをいいます。

(注9) 記名被保険者

保険証券記載の被保険者をいいます。

(注10) 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注11) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第6条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条(当会社による援助)

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第8条(当会社による解決)

(1) 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注12)を行います。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社のために、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ② 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注12) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續

弁護士を選任を含みます。

第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注13)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれ

かに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して既に支払っ} \\ \text{た損害賠償金の額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(6)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注13)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注13) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第10条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	普通保険約款基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手續をするために要した費用
④ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによる要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア. 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ. 第8条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手續をするために要した費用

第11条(支払保険金の計算)

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の額の合計額とします。なお、この特約の保険金額は無制限とします。

- ① 前条①の額
- ② 前条②から⑥までの費用の合計額

第12条(仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第7条(当会社による援助)または第8条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免

れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

- (2) (1) により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注14)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および同条(6)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注14)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(注14)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注14)の限度で、(1)の当社の名による供託金(注14)または貸付金(注15)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 普通保険約款基本条項第25条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注14) 供託金  
利息を含みます。
- (注15) 貸付金  
利息を含みます。

#### 第13条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注16)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権(注16)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注16)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### (注16) 保険金請求権

第10条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(注17)がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注17)により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、第10条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金(注18)および同条②から⑥までの費用の合計額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

#### (注17) 他の保険契約等

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### (注18) 第10条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

#### 第15条(運転者本人・配偶者限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者家族限定特約および運転者の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

#### 第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条(用語の定義) 他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または車両条項	この特約

第1条(用語の定義) 保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条(重大事由による解除)(4)①	賠償責任条項	この特約
(注28) 被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約
(注32) 損害	賠償責任条項第14条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用	この特約第10条(支払保険金の範囲)②から⑥までに規定する費用
第25条(保険金の請求)(1)①および(2)⑧	賠償責任条項	この特約
第25条(2)⑨	賠償責任条項における対物事故または車両条項	この特約
第29条(損害賠償額の請求および支払)(1)	賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)または同条第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)	この特約第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)
第29条(1)⑦	賠償責任条項における対物事故	この特約
第29条(4)	賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)(2)①から⑤まで、同条第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)(2)①から④までまたは同条(6)①から③まで	この特約第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④までまたは同条(6)①もしくは②
第31条(損害賠償額の行使期限)	賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)および同条第13条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)	この特約第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)

## ⑫ 身の回り品補償特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
キャリア	自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
損害額	当社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
フェリーボート	官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

保険価額	当社が保険金を支払うべき損害が生じた地および時におけるその損害が生じた身の回り品の価額をいいます。
身の回り品	日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。

## 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内（注1）において、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリアに固定された身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1) の身の回り品には、次の物を含みません。

- ① 被保険自動車に定着（注2）または装備（注3）されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物
- ② 車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注4）およびETC装置（注5）
- ③ 被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
- ④ 通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。
- ⑤ ただし、鉄道の乗車券、船舶の乗船券、航空機の航空券（注6）、宿泊券、観光券および旅行券については、(1) の身の回り品に含むものとします。
- ⑥ 預金証書または貯金証書（注7）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑦ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（とう）（注8）、彫刻物その他の美術品
- ⑧ 移動電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品
- ⑨ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ⑩ 動物、植物等の生物
- ⑪ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに類する物
- ⑫ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの
- ⑬ 商品、見本品ならびに事業用の什器、備品、機械装置および道具
- ⑭ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物

### (注1) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

### (注2) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

### (注3) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。

### (注4) カーナビゲーションシステム

自動車用電子式航法装置をいいます。

### (注5) ETC装置

有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

### (注6) 鉄道の乗車券、船舶の乗船券、航空機の航空券

定期券を含みます。

### (注7) 預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

### (注8) 骨董（とう）

希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類する物をいいます。

## 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
  - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注9）
  - イ. アに定める者の法定代理人
  - ウ. アに定める者の業務に従事中の使用人
  - エ. アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事変または暴動（注10）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注11）もしくは核燃料物質（注11）によって汚染された物（注12）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

- ⑧ キャリアに固定された身の回り品の盗難。ただし、被保険自動車が同時に盗難された場合を除きます。

### ⑨ 紛失

### ⑩ 詐欺または横領

- ⑪ 被保険自動車を競技、曲技（注13）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注14）すること。

- ⑫ 被保険自動車に危険物（注15）を業務（注16）として積載すること、または被保険自動車が、危険物（注15）を業務（注16）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。

### (注9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

### (注10) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

### (注11) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

### (注12) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

### (注13) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

### (注14) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

### (注15) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

### (注16) 業務

家事を除きます。

## 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金は支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注17）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボートである場合を除きます。
- ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害（注18）

### (注17) 航空機または船舶によって輸送されている間

積みまたは積下し中を含みます。

### (注18) 故障損害

偶然な外來の事故に直接起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

## 第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間、酒気を帯びた状態（注19）で被保険自動車を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間にその本人の所有する身の回り品について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注9）

- ① ①に定める者の法定代理人
- ② ①に定める者の業務に従事中の使用人
- ④ ①に定める者の父母、配偶者または子

### (注19) 酒気を帯びた状態

道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

## 第7条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、身の回り品の所有者とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

- ① 被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中の者
- ② 自動車取扱業者（注20）であって、被保険自動車を業務として受託している者

### (注20) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

## 第8条（損害額の決定）

- (1) 損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 身の回り品の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\boxed{\text{次条に定める修理費}} + \boxed{\text{第10条(費用)に定める費用}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために損害が生じた身の回り品全体として価値の増加を生じた場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価値}} = \text{損害額}$$

- (3) 第10条(費用)に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- (4) 損害が生じた身の回り品が一組または一对のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

#### 第9条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

#### 第10条(費用)

第8条(損害額の決定)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注21)をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第22条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
- ④ フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

#### (注21) 費用

収入の喪失を含みません。

#### 第11条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、第8条(損害額の決定)の損害額から、保険証券記載の免責金額(注22)を差し引いた額とします。ただし、保険金額(注23)を限度とし、保険金額(注23)が保険価値を超える場合は、保険価値を限度とします。
- (2) 第8条(損害額の決定)の損害額のうち、回収金(注24)がある場合において、回収金(注24)の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{次の①の額}} - \boxed{\text{回収金(注24)の額}} = \text{保険金の額}$$

- ① 第8条の損害額
- ② (1)に定める保険金の額
- ③ 次の算式によって算出した自己負担額

$$\boxed{\text{①の額}} - \boxed{\text{②の額}} = \text{自己負担額}$$

- (3) 被保険者が2名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\boxed{\text{(1)および(2)の規定により当会社が支払う保険金の額}} \times \frac{\boxed{\text{各被保険者別の損害額(注25)}}}{\boxed{\text{各被保険者別の損害額の合計額}}} = \text{被保険者別の保険金の額}$$

#### (注22) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

#### (注23) 保険金額

保険証券記載の保険金額をいいます。

#### (注24) 回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

#### (注25) 損害額

各被保険者別の損害額のうち、回収金(注24)がある場合は、その回収金(注24)を差し引いた残額とします。

#### 第12条(現物による支払)

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

#### 第13条(被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が損害が生じた身の回り品に対して全損(注26)として保険金を支払った場合は、当会社は、その全損(注26)になった身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、全損(注26)になった身の回り品に対して支払った保険金の額(注27)がその身の回り品の保険価値に達しない場合には、当会社は、全損(注26)になった身の回り品に対して支払った保険金の額(注27)のその身の回り品の保険価値に対する割合によってその権利を取得します。

- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保

険金を支払ったときは、その全損(注26)になった身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

#### (注26) 全損

第8条(損害額の決定)(1)の規定による損害額または第9条(修理費)の修理費が、損害が生じた身の回り品の保険価値以上となる場合をいいます。

#### (注27) 保険金の額

第10条(費用)に定める費用に対する保険金は含みません。

#### 第14条(盗難にあった身の回り品の返還)

当会社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

#### 第15条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回り品を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第16条(保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置)

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に損傷または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

#### 第17条(この特約の不適用)

当会社は、他車運転危険補償特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

#### 第18条(運転者の年齢条件に関する特約の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

#### 第19条(無過失車対車事故の特約の不適用)

当会社は、この特約を適用する場合は、普通保険約款基本条項第26条(無過失車対車事故の特約)の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

#### 第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付随される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条(用語の定義) 他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または車両条項	この特約
第1条保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条(重大事由による解除)(4)②	車両条項	この特約
(注28)被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約
第22条(事故発生時の義務)④および⑤	被保険自動車	この特約の身の回り品
第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(2)②	車両条項	この特約
第25条(保険金の請求)(1)⑤	車両条項	この特約
第25条(2)④	被保険自動車の盗難	この特約の身の回り品の盗難
第25条(2)⑨	賠償責任条項における対物事故または車両条項	この特約
(注63)損害の額	車両条項	この特約
第32条(代位)(3)	車両損害	この特約の身の回り品の損害

(注71) 損害の額	車両損害	この特約の身の回り品の損害
	車両条項第8条(損害額の決定)の損害額および同条項第10条(費用)の費用の合計額	この特約第8条(損害額の決定)の損害額

### ⑬ 代車費用補償特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車(注)を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車(注)の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車(注)の売買契約をいいます。 (注)自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
代車	被保険者が被保険自動車の代替交通手段として利用した被保険自動車と同等クラスのレンタカー(注1)等の自動車(注2)をいいます。 (注1)レンタカー 自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車(注2)をいいます。 (注2)自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
代車費用	代車を借り入れる費用をいいます。
代替自動車	被保険自動車の代替として使用する自動車(注)をいいます。 (注)自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車(注)をいいます。 (注)自動車 道路運送車両法第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。

#### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

#### 第3条(保険金を支払う場合)

当社は、車両事故(注1)により次のいずれかの状態となり、被保険自動車を使用できないことにより被保険者が代車を借り入れた場合は、被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を被保険者に支払います。

- ① 被保険自動車が自力で走行することができない状態(注2)
- ② 被保険自動車の損傷を修理している状態
- ③ 被保険自動車が盗難(注3)された状態

##### (注1) 車両事故

普通保険約款基本条項および車両条項(注4)の規定により保険金の支払対象となる事故をいいます。

##### (注2) 自力で走行することができない状態

法令により走行が禁じられる場合を含みます。

##### (注3) 盗難

付属品等被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。

##### (注4) 普通保険約款基本条項および車両条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

#### 第4条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車の所有者

#### 第5条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき、当社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\frac{\text{被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額}}{\text{保険証券記載の免責金額}} = \text{代車費用保険金の額}$$

(2) (1)の算式中の、被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額は、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\frac{\text{次条に定める支払対象期間における代車の利用日数}}{\text{保険証券記載の支払限度日数}} = \text{限度額}$$

(3) 他の保険契約等(注5)がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき代車費用保険金の額を支払います。

(4) (3)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注5)により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に代車費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

##### (注5) 他の保険契約等

第3条(保険金を支払う場合)と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第6条(代車費用保険金の支払対象期間)

(1) 代車費用保険金の支払対象期間は、その初日を事故の発生日(注6)とし、その末日を下表のとおりとします。ただし、事故の発生日(注6)の翌日から起算して6か月を経過した後の期間は支払対象期間には含みません。

区分	支払対象期間の末日
① 被保険者が被保険自動車の損傷を修理した場合(注7)	次のいずれか早い日 ア. 代車の利用開始日(注8)からその日を含めて30日後の日 イ. 被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日
② 次のいずれかに該当する場合(注9) ア. 被保険自動車の損傷を修理することができない場合 イ. 被保険自動車が自力で走行することができない状態(注2)となった場合であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。 ウ. 盗難(注3)された被保険自動車が発見されなかった場合	次のいずれか早い日 (ア) 代車の利用開始日(注8)からその日を含めて30日後の日 (イ) 代替自動車の再取得(注10)が行われた日
③ 盗難(注3)された被保険自動車が発見された場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア. 被保険自動車に損傷がなかった場合 イ. ア以外の場合で、被保険自動車が自力で走行することができる状態(注11)であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。	次のいずれか早い日 (ア) 代車の利用開始日(注8)からその日を含めて30日後の日 (イ) 被保険自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により(1)の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間には含みません。

##### (注6) 事故の発生日

被保険自動車の盗難(注3)を原因として代車費用保険金を支払う場合は、保険契約者または被保険者が被保険自動車が盗難(注3)にあったことを警察官に届け出た日とします。

##### (注7) 被保険自動車の損傷を修理した場合

盗難(注3)された被保険自動車が損傷した状態で発見され、その損傷を修理した場合を含みます。

##### (注8) 代車の利用開始日



被保険者が事故の発生日（注6）以後に最初に代車を利用した日をいいます。

**(注9) 次のいずれかに該当する場合**

盗難（注3）された被保険自動車が増損した状態で発見された場合であって、第6条（代車費用保険金の支払対象期間）（1）②またはイのいずれかに該当するときは含みます。

**(注10) 再取得**

所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。

**(注11) 自力で走行することができる状態**

法令により走行が禁じられる場合を除きます。

**第7条（現物による支払）**

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険者の同意を得て、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の支払に代えることができます。

**第8条（保険金の請求）**

(1) 当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第6条（代車費用保険金の支払対象期間）の規定によって代車費用保険金の対象となる費用が確定した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

(2) 被保険者がこの特約に基づき代車費用保険金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第25条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠に含めます。

**第9条（この特約の不適用）**

当社は、他車運転危険補償特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

**第10条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとし、また、普通保険約款基本条項第15条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、代車費用保険金を含めないものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義） 保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	この特約
（注28）被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項	この特約

**④ 弁護士費用等補償特約**

**第1条（用語の定義）**

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	保険金請求権者から被害事故により、法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

被害事故	日本国内（注1）において保険証券記載の保険期間中に発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。 ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者の生命または身体が害されること。 イ. 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 ② ①のほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 ア. 被保険者の生命または身体が害されること。 イ. 被保険者が搭乗中の自動車を積載されている、被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 ③ ①および②のほか、次のいずれかに該当する自動車が滅失、破損または汚損されること。 ア. 被保険自動車 イ. 被保険自動車以外の被保険者が所有する自動車（注2） （注1）日本国内 日本国外における日本船舶内を含みます。 （注2）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
弁護士費用等	当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、法律相談料を除きます。 ① 弁護士、司法書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 ② その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 （注）あっせんもしくは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談料	当会社の同意を得て支出した法律上の損害賠償請求に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う次の行為 ア. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 イ. 司法書士法第3条（業務）第1項第2号および同項第4号に規定する書類の作成 ③ 行政書士が行う次の行為 ア. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第4号に規定する相談 イ. 行政書士法第1条の2（業務）および第1条の3第3号に規定する書類の作成
保険金請求権者	被害を被った被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

**第2条（この特約の適用条件）**

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

**第3条（保険金を支払う場合）**

- 当会社は、被害事故により、保険金請求権者が次の（2）に定める費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- この特約により保険金の支払対象となる費用は、被害事故による賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に伴い保険金請求権者が負担した弁護士費用等および法律相談料とします。ただし、損害賠償請求額のうち、弁護士または司法書士への委任時点において、保険金請求権者が既に受け取った額に対して弁護士費用等を負担することによって生じた損害を含みません。
- 当会社は、（2）の費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

**第4条（保険金を支払わない場合—その1）**

当会社は、次のいずれかに該当する被害事故による損害に対しては、保険金を支払

⑬

⑭

特約

いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた被害事故
  - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間、酒気を帯びた状態(注1)で自動車を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた被害事故
  - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車で搭乗中に生じた被害事故
  - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた被害事故
- (注1) 酒気を帯びた状態  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態をいいます。

#### 第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた被害事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- ⑧ 被保険自動車に危険物(注7)を業務(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注7)を業務(注8)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。
- ⑨ 第7条(被保険者の範囲)(1)⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、被保険自動車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリア(注9)に固定もしくは収容されていない財物について生じた事故

#### (注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

#### (注5) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

#### (注6) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

#### (注7) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目とする告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

#### (注8) 業務

家事を除きます。

#### (注9) キャリア

自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

#### 第6条(保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
  - ① 次条(1)①から④までに規定する者
  - ② 被保険者の父母、配偶者または子
  - ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注8)に従事している場合に限り、
  - ④ 被保険者の使用者の業務(注8)に自動車を\_usingしている他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注8)に従事している場合に限り、
- (2) 当社は、被保険者が自動車取扱業者(注10)である場合に、被保険者が業務として受託した自動車で搭乗中に生じた被害事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### (注10) 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

#### 第7条(被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被保険者(注11)
- ② 記名被保険者(注11)の配偶者
- ③ 記名被保険者(注11)またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者(注11)またはその配偶者の別居の未婚(注12)の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注13)に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の所有者(注14)

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車で搭乗中の者は被保険者に含まれません。

#### (注11) 記名被保険者

保険証券記載の被保険者をいいます。

#### (注12) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### (注13) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

#### (注14) 被保険自動車の所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

#### 第8条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第9条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が被害事故により損害賠償に関する争訟を行う場合は、その弁護士または司法書士への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(2) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が被害事故により第3条(保険金を支払う場合)(2)の費用を支払うようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面で通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の氏名およびその者に關して有する情報
- ② その他当会社が必要と認める事項

(3) 当社は、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合ならびに(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第10条(被保険者の協力)

(1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(2) 当社は、保険金請求権者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の情報について事実と異なるものを提供した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条(支払保険金の計算)

(1) 1回の被害事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者1名につき次の金額を限度とします。

- ① 第3条(保険金を支払う場合)(2)の弁護士費用等については保険証券記載の保険金額
- ② 第3条(2)の法律相談料については10万円

(2) 被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求と被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって支払保険金の額を決定します。ただし、(1)の金額を限度とします。

$$\frac{\text{実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額} \times \text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

(3) 他の保険契約等(注15)がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(4) (3)の規定にかかわらず、他の保険契約等(注15)により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

#### (注15) 他の保険契約等

第3条(保険金を支払う場合)と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第12条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が第3条(保険金を支払う場合)

(2)の費用を支出した時から発生し、これを行することができるものとします。

### 第13条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 弁護士または司法書士への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
  - ② 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。  
ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額  
イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第3条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当会社が返還を求めた保険金の額は次のとおりとします。
- ① (1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第3条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
  - ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第3条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

### 第14条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者家族限定特約および運転者の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

### 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第1条（用語の定義） 保険金	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
第16条（重大事由による解除）(4)②	車両条項 被保険者	この特約 被保険者または <u>保険金請求権者</u>
(注28)被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項における被保険者	この特約における被保険者 または <u>保険金請求権者</u>

## ⑮ ファミリーバイク特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注1）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額（注2）が5万円を超えるときには、その免責金額（注2）を5万円とみなします。
- (2) (1)の規定の適用において、(1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車（注3）である場合であって、その原動機付自転車に自賠責保険等（注4）の契約が締結されていないときは、次の規定は適用しません。
- ① 普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）（2）
  - ② 普通保険約款賠償責任条項（注1）の自賠責保険等によって支払われる金額
  - ③ 普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決—対人賠償）（3）③
- （注1）普通保険約款賠償責任条項  
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

### （注2）免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

### （注3）借用原動機付自転車

次のいずれにも該当しない原動機付自転車をいいます。

- ① 第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注5）

② 第6条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車

### （注4）自賠責保険等

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

### （注5）所有する原動機付自転車

所有権保条項付売買契約（注6）により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

### （注6）所有権保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に原動機付自転車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された原動機付自転車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ原動機付自転車の売買契約をいいます。

### 第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注7）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、普通保険約款自損事故条項（注8）を適用します。ただし、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されている場合には、同特約による保険金が支払われない場合に限ります。

### （注7）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

### （注8）普通保険約款自損事故条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—賠償責任）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）の適用においては、普通保険約款基本条項および賠償責任条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注9）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注5）を、その使用者の業務（注9）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

### （注9）業務

家事を除きます。

### 第6条（被保険者の範囲）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲—対人・対物賠償共通）および自損事故条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者（注10）
- ② 記名被保険者（注10）の配偶者（注11）
- ③ 記名被保険者（注10）またはその配偶者（注11）の同居の親族
- ④ 記名被保険者（注10）またはその配偶者（注11）の別居の未婚（注12）の子（注10）記名被保険者

保険証券記載の被保険者をいいます。

### （注11）配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

### （注12）未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

### 第7条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第10条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

### 第8条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者家族限定特約、運転者の年齢条件に関する特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

## ⑯ 他車運転危険補償特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の運転自動車	記名被保険者等が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をいいます。 （注）運転中 駐車または停車中を除きます。
他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注1）以外の自動車であって、その用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用軽四輪貨物車 ⑤ 自家用小型貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）（注2） （注1）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注2）特種用途自動車（キャンピング車） 自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款基本条項第2条（この普通保険約款の適用条件）（1）の規定により普通保険約款が適用されている場合に適用されます。

### 第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）

- （1）当社は、他の運転自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限りします。
- （2）（1）の規定の適用において、他の運転自動車に自賠責保険等（注2）の契約が締結されていない場合は、次の規定は適用しません。
- ① 普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）（2）
  - ② 普通保険約款賠償責任条項（注1）の自賠責保険等によって支払われる金額

- ③ 普通保険約款賠償責任条項第10条（当社による解決—対人賠償）（3）③

#### （注1）普通保険約款賠償責任条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

#### （注2）自賠責保険等

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

### 第4条（保険金を支払う場合—自損傷害）

この保険契約に普通保険約款自損事故条項が適用されている場合には、当社は、他の運転自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項（注3）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注4）に搭乗中（注5）の記名被保険者等に限りします。

#### （注3）同条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

#### （注4）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

#### （注5）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

### 第5条（保険金を支払う場合—車両損害）

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合には、当社は、他の運転自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項（注3）を適用して、他の運転自動車に直接生じた損害（注6）に対して保険金を支払います。ただし、同条項の保険金額および協定保険価額については、保険証券記載の保険金額および協定保険価額にかかわらず、他の運転自動車の損害が生じた地および時における他の運転自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月（注7）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

#### （注6）他の運転自動車に直接生じた損害

普通保険約款車両条項第10条（費用）の費用を含みます。

#### （注7）初度登録年月

他の運転自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。

### 第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款基本条項、賠償責任条項、自損事故条項（注8）および車両条項（注9）の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する間に生じた事故により、被保険者が被った損害（注10）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者の業務（注11）のために、その使用者の所有する自動車（注12）を運転している間
- ② 被保険者が役員（注13）となっている法人の所有する自動車（注12）を運転している間
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している間
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している間
- ⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、自ら所有する自動車（注12）または常時使用する自動車を運転している間

#### （注8）自損事故条項

この保険契約に普通保険約款自損事故条項が適用されている場合に限りします。

#### （注9）車両条項

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合に限りします。

#### （注10）損害

この保険契約に普通保険約款自損事故条項が適用されている場合は「損害または傷害」とします。

#### （注11）業務

家事を除きます。

#### （注12）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

#### （注13）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### 第7条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第10条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

### 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第16条（重大事由による解除）（1）③	保険契約者、記名被保険者または車両条項の被保険者	保険契約者または記名被保険者

(注28)被保険者	賠償責任条項、無保険車傷害条項、自損事故条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者	賠償責任条項、自損事故条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者
-----------	---	---

## ⑰ 新規取得自動車の入替における自動補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の入替)(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得(注1)した自動車をいいます。 (注1)取得 所有権留保条項付売買契約(注2)に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 (注2)所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
取得日	入替自動車の自動車検査証に普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の入替)(1)①アからエまでのいずれかに該当する者の氏名が記載された日をいいます。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者(注1)が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、入替自動車が同条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者の直接の管理下に入った日を証明した場合はその日とします。 (注1)入替自動車の所有者 次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 入替自動車が所有権留保条項付売買契約(注2)により売買されている場合は、その買主 ② 入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、入替自動車を所有する者 (注2)所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、入替自動車が被保険自動車と同一の用途車種(注1)の自動車である場合に適用されます。

#### (注1)同一の用途車種

普通保険約款別表4に掲げる「同一の用途車種とみなして被保険自動車の入替ができる用途車種」を含みます。

### 第3条 (入替自動車に対する自動補償)

- (1)当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の入替)(1)①に規定する場合において、次の条件をいずれも満たすときは、取得日から次の②の請求を受領した日まで(注2)の間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約を適用します。

- ① 被保険自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。
  - ② 取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が電話、書面または情報処理機器等の通信手段をもって被保険自動車の入替を当会社に直接通知し、承認の請求を行い、当社がこれを受領したこと。
- (2)当社は、(1)の規定により入替自動車を被保険自動車とみなしている間に、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注2)取得日から次の②の請求を受領した日まで  
当社が第3条(入替自動車に対する自動補償)(1)②の請求を承認しなかった場合は、普通保険約款基本条項第11条(被保険自動車の入替)(5)の規定にかかわらず、取得日から保険契約者に対して当社が第3条(1)②の請求を承認しない旨の意思表示を行った時までとします。

### 第4条 (車両保険の特則)

当社が前条(1)の規定により入替自動車を被保険自動車とみなしている間(注3)の普通保険約款車両条項の適用においては、取得日における入替自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(注4)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を、協定保険価額および保険金額とします。

#### (注3)前条(1)の規定により入替自動車を被保険自動車とみなしている間

当社が第6条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者が同条(2)に定める追加保険料の払込みを怠ったときは、取得日から次の時のうちいずれか早い時までの期間とします。

- ① 第6条(1)の規定による追加保険料を当社が領収した時
- ② 取得日の翌日から起算して30日を経過した時

#### (注4)初度登録年月

入替自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。

### 第5条 (保険契約の解除)

- (1)当社は、第3条(入替自動車に対する自動補償)(1)②の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)に基づく当社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

### 第6条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

- (1)第3条(入替自動車に対する自動補償)(1)②の請求を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき未経過期間に対して月割(注5)をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2)(1)の規定により当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定があるときを除き、当社がその追加保険料を請求した日または保険契約者が指定した入替自動車と被保険自動車の入替日のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内に、その追加保険料を払い込まなければなりません。
- (3)(1)の規定により当社が追加保険料を請求した場合において、当社の請求に対して、保険契約者が(2)に定める追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、普通保険約款基本条項第20条(追加保険料不払の場合の免責等)(2)②の規定にかかわらず、取得日の翌日から起算して31日後の日以後で、かつ、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注5)月割  
保険料を返還する場合は、1か月未満の端日数は切り捨てます。また、保険料を請求する場合は、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

## ⑱ クレジットカードによる保険料支払に関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社とその会員との間で締結する会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
保険契約者等	保険契約者または会員規約等に基づく会員もしくはクレジットカードの使用が認められた者をいいます。

### 第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- (1)当社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。
- (2)次条から第6条(準用規定)までの規定は、クレジットカードを使用したそれぞれの保険料の支払ごとに個別に適用します。

### 第3条 (クレジットカードによる保険料の領収)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードを使用した保険料の支払を承認した時にその保険料を領収したものとみなします。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード発行会社から(1)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して(1)の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

### 第4条 (保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い)

- (1) 当社がクレジットカード発行会社から前条(1)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して同条(1)の保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、当社が保険料を請求した日からその日を含めて14日以内に、当社の請求する保険料を払い込まなければなりません。
- (3) (2)の場合において、保険契約者が(2)の期間内にその保険料を払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

### 第5条 (保険料の返還の特則)

- (1) 普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求)の規定およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、保険契約者から特に申出がなければ、保険契約者の指定する口座に保険料を返還します。
- (2) 当社は、(1)の返還を、クレジットカード発行会社からの第3条(クレジットカードによる保険料の領収)(1)の保険料相当額の領収を確認した後にを行います。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(2)の規定を適用しません。
- ① 前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合
  - ② 保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して第3条(クレジットカードによる保険料の領収)(1)の保険料相当額の全額を既に支払っている場合

### 第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ⑩ 変更に伴う少額の追加保険料に関する特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求)②から⑤までの規定またはこの保険契約に付帯される他の特約の規定による追加保険料の額が1,000円以下の少額の場合に適用します。

### 第2条 (少額の追加保険料の請求に関する特則)

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求)の規定およびこの保険契約に付帯される他の特約の追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、前条に定める追加保険料の請求を行わないことができます。
- (2) (1)の規定により当社が追加保険料の請求を行わなかった場合において、保険料を返還するときは、当社は、普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求)の規定およびこの保険契約に付帯される他の特約の保険料の返還に関する規定にかかわらず、その追加保険料に対応する保険料の返還を行わないことができます。

### 第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ⑪ 継続契約の取扱いに関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者(注)および被保険自動車と同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 (注) 記名被保険者 保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険契約の自動継続に関する特約(注1)が付帯されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約に同特約が付帯されている場合であっても、当社または保険契約者のいずれか一方から自動継続中止の意思表示があったときは、同特約が付帯されていないものとしてこの特約を適用します。

#### (注1) 保険契約の自動継続に関する特約

保険契約の自動継続に関する特約(団体扱契約用)および保険契約の自動継続に関する特約(集団扱契約用)を含みます。

### 第3条 (継続契約に関する特則)

この保険契約の継続漏れ(注2)があった場合であっても、次の条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。

- ① この保険契約が1年を保険期間とする保険契約であること。
- ② この保険契約の保険期間中に当社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
- ③ この保険契約がこの特約を適用して締結されたものでないこと。
- ④ 被保険自動車と同一とする他の保険契約等がないこと。
- ⑤ 保険契約者の故意により、継続漏れ(注2)となったものでないこと。
- ⑥ この保険契約の保険期間内に、保険契約者もしくは当社から継続契約を締結しない旨の意思表示または当社からこの特約を適用しない旨の意思表示がなかったこと。
- ⑦ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に電話、書面または情報処理機器等の通信手段により継続契約の申込みを行うこと。
- ⑧ 継続契約に付帯される他の特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が、継続契約の保険料をこの保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に当社に払い込むこと。

#### (注2) 継続漏れ

継続契約の締結手続き漏れをいいます。

### 第4条 (継続契約に適用される内容)

- (1) 前条の規定にかかわらず、継続契約に適用される内容について、次のとおりとします。
- ① この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合には、被保険自動車の協定保険価額および保険金額(注3)は、継続契約の保険期間の初日における被保険自動車と同一の用途車種(注4)、車名、型式、仕様および初度登録年月(注5)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額(注6)とします。
  - ② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合において、当社の定めるところにより、同条項における保険証券記載の免責金額(注7)と同一の免責金額(注7)を継続契約に適用することができないときは、次の金額を継続契約の免責金額(注7)とします。  
ア. 保険証券記載の免責金額(注7)が、最低免責金額(注8)である場合には、最低免責金額(注8)  
イ. ア以外の場合は、保険証券記載の免責金額(注7)を下回る免責金額(注7)のうち当社の定めるところにより継続契約に適用することができる最も高い金額
  - ③ 当社が、継続案内書により保険証券記載の運転者の年齢条件(注9)と異なる運転者の年齢条件(注9)を提示していた場合は、当社が認めるときに限り、その提示した運転者の年齢条件(注9)を適用することができます。
  - ④ 保険契約者は、この保険契約に次の特約が付帯されている場合であっても、継続契約に同特約を付帯しないことができます。また、この保険契約にこれらの特約が付帯されていない場合であっても、当社の同意を得て、継続契約にこれを付帯(注10)することができます。  
ア. クレジットカードによる保険料支払に関する特約  
イ. 保険料分割払特約  
ウ. 保険料分割払(口座振替11回払方式・12回払方式)に関する特約  
エ. 団体扱に関する特約(一般A)

あっても、当社に対する保険証券の提出を要しません。

- オ. 団体扱に関する特約（一般B）
  - カ. 団体扱に関する特約（一般C）
  - キ. 団体扱に関する特約
  - ク. 団体扱に関する特約（口座振替方式）
  - ケ. 集団扱に関する特約
  - ⑤ この保険契約に付帯されている特約のうち、特約の適用条件等により適用されない特約については、これを継続契約に適用しないこととします。
  - ⑥ 普通保険約款基本条項第11条（被保険自動車の入替）（1）①に定める場合で、継続契約の保険期間の初日において、この保険契約の被保険自動車が既に廃車、譲渡または返還されているときは、当社が認めるときに限り、同条（2）①の入替対象自動車を継続契約の被保険自動車とします。
  - ⑦ この保険契約が満了する日の内容のうち、継続契約の保険期間の初日において事実と異なるものがある場合には、保険契約者は、当社が認めるときに限り、これを訂正することができます。
  - ⑧ 継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。
- (2) 当社が制度または料率等（注11）を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等（注11）が適用されるものとします。
- (注3) 協定保険価額および保険金額  
普通保険約款車両条項の協定保険価額および保険金額をいいます。
- (注4) 用途車種  
登録番号または車両番号標上の分類番号、色等に基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。
- (注5) 初度登録年月  
被保険自動車の用途車種（注4）が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月とします。
- (注6) 市場販売価格相当額  
当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
- (注7) 免責金額  
支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険自動車の所有者の自己負担となります。
- (注8) 最低免責金額  
当社の定める免責金額（注7）のうち、適用することができる最低の金額をいいます。
- (注9) 運転者の年齢条件  
被保険自動車を運転する者の年齢条件をいいます。
- (注10) 継続契約にこれを付帯  
第4条（継続契約に適用される内容）（1）④の特約において、保険料の払込方法を変更する場合を含みます。
- (注11) 制度または料率等  
普通保険約款、特約、保険契約の引受に関する制度または保険料率等をいいます。

#### 第5条（継続契約の保険料の領収に関する特則）

第3条（継続契約に関する特則）の規定により、締結された継続契約については、当社は、同条⑧の規定により保険契約者が当社に払い込んだ継続契約の保険料を、保険期間の始まった時に領収したものとみなします。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ② 保険証券の発行に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

### 第2条（保険証券の発行）

- (1) 当社は、この特約により、保険証券を発行しません。
- (2) 保険契約者が、保険期間の途中で当社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。この場合、当社は、次の算式により算出された額を、追加保険料として請求することができます。

$$\boxed{\text{この特約を付帯しない場合の保険料}} - \boxed{\text{この保険契約の保険料}} = \text{追加保険料}$$

### 第3条（保険証券の記載事項に関する特則）

当社は、この特約により、この保険契約の契約内容として保険契約者専用のウェブサイトに表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

### 第4条（保険金の請求に関する特則）

当社は、この特約により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い保険金の支払を請求する場合で

②0

②1

特約

